

一八六
諾、表意、ナヲ以テ契約、成立スル時期トナスヘキモノナリ
故ニ申込者ハ被申込者、承諾、表意ヲ知クタルトキニ承諾カ初メ
テ生ス契約力初メテ成立スルモノナリ、申込者カ故意又ハ過失ニ
ヨリテ之ヲ知ラサルトキニ下リテモ承諾ノ效力ヲ生スルニ妨ケテ
シ乍然被申込者、承諾カ明確ニ之ヲ知フルニアサレリ之ヲ明
確ニナレタルトナス、於テ承諾力其効力ヲ生シ契約、成立スヘキ時
期ナリトスヘキモノナリ

三

隔地者向ニ於ケル契約成立時期

隔地者向ニ於ケル契約成立時期ニ付テハ我民法ハ表意主義ハ承諾
ノ意思即チ手紙、電文、認了スルコトヲ取テス到達主義承
諾ノ意思、申込者ニ到達スルコトヲ取テス了知主義承
諾者、承諾アリタルコトヲ知ルヲ得タルコトヲ取テス
又條件附發信主義ハ承諾カ申込者ニ到達シタルトキハ承諾ノ意思
ノ發生ノ半ニ拘リテ其效力ヲ生スルモノトスルコトヲ取テスレ
トセリ

テ發信主義ハ承諾ノ意思、發送手續ヲ完了シタルコトヲ取リテ
隔地者向ニ契約ハ承諾、通知ヲ發シタルトキニ成立スル規定アリ
然モ一五ニ一条一項ノ規定ニ依レバ例ヘハ承諾期間内ニ承諾、
發信ヲナレタルモ其、期間外ニ到達セサシハ申込者ハ申込、取消
ラナスヘキヲ得而モ内条件ニ一项ノ規定ニヨレハ例ヘハ承諾、期間
内ニ承諾、發信ヲナスモ申込者カ其、期間外ニ承諾、通知ヲ受ケタ
ル片即ナ承諾、通知、到達セサルトキハ申込ハ其効力ヲ失フモ
トセリ

第5ニ二条一項ノ規定ニヨレハ承諾、期間内ニ承諾、發信ヲナレ
且其ノ期間内ニ到達スルニ申レハ其効力ナレ、其故ニ通常、場合
ニ期間内ニ到達スヘカリレトキニ發送シタルコトヲ知リ得ヘキ場
合人ハ申込者ハ遲滞ナク被申込者ニ討シテ其、延著、通知ヲ發シテ
承諾、効力ナク從テ契約、成立セサルモノナルコトヲ知フシハル
コト、セリ、若シ申込者カ其、通知ヲ發セサルトキハ承諾者ハ其

期間内ニ承諾，到達シテ其効力ヲ生スル契約ノ成立シタルモノト考フルモノナル故ニ其意思ニ副ヒテ承諾ノ通知ヲ飛スルニ及ハサルモノトナレ

亦五ニ二条ノ規定ニヨレハ承諾，期間内ニ承諾ア怒傷ヲナシテ其ノ期間内ニ到達セズシテ遲延シタルトキハ其承諾，効力ナリモナリ，故ニ承約ハ成立セサルモノナルヲ以テ之ヲ新ナル申込ト書做スコトヲ得トス

又ニ四条ノ規定ニヨレハ承諾，期間ヲ空メスニテ隔地有向ニナレタル申込ハ申込者力承諾，通知ヲ要クル相當ナル期間ヲ至過シタル申込ハ例ヘハ其期間至過前ニ承諾，發信アリタル乙申込，取扱ヲナスコトヲ得ルモノナリ。之等，諸規定ニヨレハ承諾ハ英，電信ニヨリア効力ヲ生スルモノニアラス。到達ニヨリテ其ノ效力生セシム以テ契約ヲ成立スト云フコトヲ然ルニ才五ニ大乗才一車ニ隔地有向承約ハ承諾，通知ヲ發シタルトキニ成立スト規定

定レスハ第五ニ七条ノ一項ニ承諾，通知ヲ發シタル後ニ申込ノ取消，通知，達スルモ通常，場合ニ於テハ承諾，通知ヲ發スル前ニ發送シタルモノナルヲ知ルヲ得ヘオトキハ承諾者ハ遲滞ナク申込者ニ對シテ其ノ延著シタルコトノ通知ヲ發スヘキコトヲ要スト規定ニ四条オニ類ニ若し承諾者其ノ通知ヲ發スヘキヲ忘シタルトキハ契約ハ成立セサルモノトス。規定シテ契約ハ承諾，發信ニヨリテ成立スルモノナリトセルコト明カニシテ以テ丙々大于猶リ呈セリ

承諾，期間ヲ定メタル申込ハ其ノ期間内ニ承諾ヲ發送スルコトノ期間ヲ定メタルモノニアラスシテ其ノ期間内ニ承諾，到達スルコトヲ条件トナシタル申込ナリ。五ニ六条オニ類ノ一項ノ發信主義ト干済スルコトナレ

此ノ論ハ一理アリ。承諾，期間，定メアル諸規定ト，干済ハ之ヲ除クコトヲ得ルモノ五ニ四条ノ承諾，期間，定メサル期間ニ於テ，

前二述へタル干盾ハ之ヲ如何ニシテ兼クヘキ力 論者ハ五ニ四条
ハ單ニ申込ノ拘束力存続期間ヲ空メタルニ遇キストナスモ其ノ所
謂申込ノ拘束力存続期間内ニ承諾ノ發信トナスモ其ノ所
基ク 發信主義ニヨレハ承諾ノ發信ト門時ニ契約、成立スルモノ
ナリ 其ノ期間ノ至ルヲ俟フモノニアラス 申込ハ契約ニ變じタ
ルモナルカ故ニ承諾ノ通知、列達セサル内ニ其ノ期間カ遇キク
ルモ最早取消スヘキモノナレ 然ルニ論者ハ承諾、發信主義ヲ奉
レナカラ五ニ四众モ單ニ申込ノ拘束力存続期間ヲ定ムタルにてノニ
遇キストナスハ到底ニ、大干盾ヲ調和スルモノニアラス 余ハ此
大干盾ヲ調和スルニハ申込ノ失效又ハ取消前ニ承諾ノ列達スルコ
トヲ条件トシタル發信主義ヲ取リタルモノト解スルノ外ニ方甚十
シ然ルニ余ハ立法上、「無」マテテ専論ヲ引受ケス

(三) 申込者ノ表意又ハ取引上ノ慣習ニ依ル契約、成立時期

契約ハ申込者ノ表意ニヨリテ生語、通知ヲ必要トセサル場合アリ

入取引上ノ慣習ニヨリテ承諾ノ通知ヲ必要トセサル場合アリ
等ノ場合ニアリテハ承諾、告ナクトモ承諾ノ表意ト認ムヘキ
由アリタルトニ契約ガ成江入ルナリ 例ヘハ申込者ノ被申込者
ニ於テ或ル時期ニ履行セシ時ニ承諾、回答ニ及ハスト云ノ意思ヲ
表示シタル片ニ被申込者ノ旅行ノ準備ヲナシタル如レ 旅客ヨリ
旅館ニ止宿スルノ電報ヲ送シタルトキ又往文ニ充シテ物品ヲ送附
スルカ如レ然モ其ノ承諾ノ意思ト認ムヘキモノハ之ヲ認ムルニ
豆ルヘキ表意行為ナカルハカラズ 其ノ表意行為、如何ナル事實
ヲ要スルウト云フコトハ各ノ場合ニソキテ之ヲ知ルノ外ナシ

第三目 契約、成立スル場所

契約ノ成立スル場所ニツキテハ民法ニ何等ノ規定ナレ 依リテ
法令ヲ見ルニ才九条ニ契約ノ成立及效力ニ付テハ申込ノ通知ヲ送レ
タル場所ヲ行為地ト看做ス 若シ其申込ヲ要ケタルモノカ承諾ヲテ

シタルトキ申込ノ發信地ヲ知ラサルト中ハ申込者ノ住所地ヲ行為地
トナスト規定セリ。此規定ニ依リテ見レハ契約ハオ一要素ノ発生ニ
ヨリテ成立シ最要、要素、完備ニヨリテ成立スルモノニアラサル故
契約ノ観念ニ適セサルモナリ。然レ共法令ニ斯ク規定シアル以上
ハ法令ノ規定ニ終テ契約ハ申込地ヲ以ア共ノ成立ノ場所トセサルヘ
カラス。

第四目 懸賞廣告

懸賞本告トハ或ニ行為ヲナシタル者ニ一空、報酬ヲ与フヘキ旨ヲ
公表申込スルモノナシ。

二 広告事件

- (1) 公告ノ方法ニ依リテ申込ヲナスコト
- (2) 公表ニ付レテ申込ヲナスコト
- (3) 指定行為ヲナシタセノ一空ノ報酬ヲ与フルコト

三 契約ノ成立

懸賞本告ハ申込ナルカ故ニ契約ハ其ノ申込ニ依シテ承諾行為ヲナ
スニ依リテ成立ス。如何ナル行為ヲ以テ承諾行為トナスヤト云フ
ニ指空行為ノ完了シタルコトナリ。

三 契約ノ効力

懸賞公告ニヨル契約ノ効力ハ其ノ指定行為者ノ廣告、報酬ヲ与フ
ルニアリ。然レ共指定行為者一人數ニヨリテ其ノ報酬、附帯方法
ヲ異ニスルモノアリ。

(1) 指定行為者一人ナルトキハ全部ノ報酬ヲ此者ニ与フルヘ論

アラス

(2) 指定行為者數人アルトキハ左ノ区別ニ依ル一五二三

(3) 広告ニ於テ生アルトキハ該者折半ニ從ヒテ報酬ヲ附帯スル
コト

(4) 広告ニ於テ英ノ定フナサルトナリ下ノ区別ニ從フ

(10) 敗人力時ラ異ニレア各指定行為ヲナシタレ傷人ニヘ最初
ニ其ノ行為コナレタルモノ、シニ報酬ヲ與フルコト

(11) 敗人力時ラ全シテ指定行為ヲナシタル場合ニヘ各平等
ノ割合ソシテ報酬ヲ付矣スルコト

然レトニ報酬力其性質上分割ニ不便ナルトヤ又ハ広告ニ於
テ一人ノシニ附与スヘキモノト生メタルトナハ抽選フ次テ
其ノ附与セラルヘキモノノ空メサルヘカラズ

(12) 敗人カ失カシテ指空行鳥ヲナシタルトキハ衆人債権者又
ハ不可分債権者トシテ報酬ヲ附与セサルヘカラズ

四 優等懸賞広告

優等懸賞広告トハ広告ニ空メタル行為ヲナシタルモノカ敗人アル
場合ニ於テハ其ノ優等者ノシニ報酬ヲ亦フヘキコト、公表申込ナ
リ

「優等懸賞広告」通常懸賞広告、要件外ニ在ノ条件ヲ具備スレ

コトヲ必要トス

(1) 優等者ニ報酬ヲ本フヘナコトヲ公表スルコト

(2) 忠誠期間ヲ公表スルコト

優等懸賞広告ノ契約ノ成立ハ優等行為ノ判定ニタルトキナリ
判定室ハ広告ヲ以テ宣メタルモノカ之ヲナス。若レ広告ヲ以テ判定
者ヲ空メサルトキハ広告者自ラ之ヲ判定室ス。忠誠者、判定者ノ判
定ニ對シテ異議ヲ述フルコト能ハス。次第ニ此判定力失當ナリト
其も其判定ニ從ハサルヘカラス。數人ノ行為カ内等ナリト判定セ
フシタリトスルトキハ其敗人、優等者ハ其ノ半等ノ割合ソシテ報
酬ヲ附与セラルモノナリ。然レトモ報酬力其ノ性質上分割ニ不
便ナルトキスヘ広告ニ於テ一人ノシニ附与大ヘキモノト空メタル
トキハ抽選ヲ以テ其附与セラルモノヲ生ムヘ五ニ

五 懸賞広告ノ消滅

(1) 災禍

広告者ハ其指定シタル行為ヲ完了スルモノナキ向ハ広告ト同一方法ニヨリテ其ノ広告ヲ取消スヲ得ルモナリ之ハ広告者ヲ保護スタル規定ニ外ナラズ。其ノ広告中ニ取消ヲナサルモノノ表示不シタルトキハ指定行為ヲナサントスルモノノ取消スルコトナリモト考ヘテ安心ニテ其ノ準備ヲナスモノナル故広告者ノ勝手ニ之ヲ取消スハ指定行為ヲ行ハントスル者ニ宮チ加フルノ慶アシ故ニウ取消ヲ許サ、ルモノトス懸賞広告ト同一方法ニ依リテ其ノ取消ヲナスコトノ出来サル場合次第亦ハ他方或ニ依リテ其ノ取消ヲナスコトヲ得然し若英ノ取消ハ懸賞広告ト異ル方法ナル故之ヲ知ルノ機会ヲ存セサルモナルナラシニヨリテ之ヲ知リタルモノニ對シテノミ其ノ効力ヲ有スルモノトセリ。広告者カ其ノ指定行為ヲナスヘキ期間ヲ空メタルトキハ其ノ取消ヲ施設シタルモノト推定スル故コノ推定ヲ破ルヘキ証拠ナシレハ其ノ取消ヲ許サス。

四) 期間・空過

・広告者カ指定行為ヲナスヘキ期間ヲ空メタル場合ニ於テ其ノ指定行為ヲ完了スルモノナキトキハ広告ハ其ノ期間・空過ニヨリテ消滅スルモノナリ

(4) 指定行為、不可能

指定行為、天災又ハ禁制ニヨリテ不可能トナリタルトキハ広告ハ其ノ效力ヲ失フモノナリ

第四項 契約・效力

第一目 概論

契約ハ其ノ成立ニヨリテ当事者ノ一方又ハ双方ノ法律干係内ニ約束シ一方又ハ双方ヲシテ其ノ約束タル負担ヲ履行セシムルニアリ其ノ負担ヲ履行セシムルベハ契約、成立ト同時ニ之ヲ行フモノアリ

或ハ右日ニ於テ之ヲ行フモノアリテ必スレモ一定セス共ヘ契約ノ性
質大ハ当事者ノ表意ニヨリテ空マムモノナリ

第二目 双務契約ノ効力

三 内時履行、抗弁、抵貸

6)

双務契約ハ当事者、双方カ債权ヲ有シ債務ヲ負フ者、契約ナル
ヲ以テ莫ノ双方ニ於ケルニワ、債权債務ニ于シ或多ノ鬼解アリ
或ハ二個、債权ハ一箇、債权于係、而西ニ外ナラサルモノナル
故ニヲ分離スルコト能ハサルモノトス、或ハ二個、債权ハ各々
独存スルモノナレトモ各当事者ハ相手方ニ對ニテ單ナル履行ヲ
請求スルコトヲ得ス、自ラ履行スヘ其ノ提供ヲナスニアフサレ
ハ相手方ノ履行ヲ請求スルコト、出來サルモノトス、或ハ二箇

1 債权ハ各独存シテ各自單ナル履行ノ請求ヲナシ得ルモノトナス
又或ハ二箇ノ債权ハ各独立ズルモノナレト故各当事者ハ独立シテ
單ナル履行ノ請求ヲナシ得ルモノナレトニ公平ヲ保ワタスニ双方
ノ債权ヲ相手連セメ当事者ノ一方カ自己ラ履行スヘ其ノ提供
ヲナサ、ルニカ、ハラス相手方ニ對シテ履行ノ請求ヲナシタル
トキハ相手方ハ其ノ履行又ニ還貸ナシコトヲ理由トシテ自己ノ
履行ヲ拒絶シ得ルモノトス、如斯種々ノ見解アレトモ我ケ民法
ハ此ノ最後ノ説ヲ採リテ双務契約ノ当事者ノ一方ヘ相手方カ其
ノ債務ノ履行ヲ提供スルマテハ自己ノ債務ノ履行ヲ拒ムト規定
ス（五三三）当事者之ヲ内時履行、抗弁ト云フ、此ノ抗弁ノ種類
ニ于ニテニワ、説アリ、或リコノ抗弁ハ相手方ノ莫ノ義務ノ履行
スヘ提供ヲナシサルニ於テノ説本杖ノナキコトヲ土聚スル抗
弁ナリトス、或ハ相手方カ請求权ヘ之ヲ有スルモノ此ノ抗弁ニオ
リナ自己ノ義務ノ履行ノ拒絶スル抗弁ナリトス

此後、説法採用。本來双債務約の交換的下聯ヲ有スル契約ナ
ル改延期的抗弁、性質ヲ有スル後、説法良シト考フ
内時履行、抗弁ヲ正当トスルトキハ裁判所ハ原告、履行拒絶ト
内時ニ履行アリスヘント、条件附判決テナスモノナシ之ハ原
告カ債权ヲ有シ被告カ債務ヲ負フモノナレテニ債務契約、交換
的干係ニル債权干係ノ性質上双方共、債務ヲ全時ニ履行スヘキ
モノ故ナリ

(四) 内時履行、抗弁、要件

内時履行、抗弁ニ在リ、要件ヲ具備セサルヘカラズ
内當事者双方、債務力無清期ニアルコト

当事者、一方タル原告カ未タ履行期ニアテサルトキハ当事者
、他方タル当事者ハ此ノ抗弁ヲ提供スルコトヲ得ス（五三三）
從テ原告、履行又ハ其ノ提供ナキニ拘ラズ履行期ニアル被告
ノ之履行セサル、カクス。其次ニ本抗弁ヲ提出スルコト當事者

若双方共其、債務、履行期ニ及上記要件俱要トス

(五) 相手方ニ履行又ハ其ノ提供ヲナサ、九四ト

相手方カ履行又ハ其ノ提供ヲナサスシテ他方ニ對ニア履行ヲ
請求スルカ故ニ雙債務約ニ基ナ内時契約ノ履行、抗弁ヲ提起
レ得ル也相手方カ履行又ハ其ノ提供アリシテ他方ノ履行ヲ請
求スルニ内時履行、抗弁ヲ提出スルコト能ハズ從テ相手方
ノ其ノ債務、一部履行其他不完全履行ニ對シテハ本抗弁ヲ提
出スルコトヲ得

(六) 全時履行、抗弁、效力

請求ヲ受ケタル債務者、内時履行、抗弁ニヨリア請求者ノレ債
权者一反對然付、債務者一力其ノ債務ノ履行又ハ其ノ提供ヲナ
ス追ハ自己、債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得。請求ヲ受ケタル債務
者ノ内時履行、抗弁ヲ提出シタル場合ニ於テハ請求者タル債权
者一反對然付、債務者一力自己、債務ノ履行又ハ其ノ提供ヲナ

レタルコトヲ立証スルヲ得サルトキヘ双方交換的ニ講末ヲ受ケタル債務者カ履行ヲ受クヘキ判決ヲ受クルモノナリ

四 給付不能

双方契約ニ於キル当事者、一方、負担セル債務ノ契約履行ノ不能ニ帰レタル場合ニ他方、債務ニ于レ如何ナル減免致ホスモノナリカハ民法亨罪ニ於キル問題ナル 従来之ヲ危險負担ノ問題外テ蓋ニ研究レタルモノナリ 此ノ問題ハ債務者、責ニ歛スヘムラサル事由ニヨリテ生ケタル不能ト債務者、責ニ歛スヘキ事由ニヨリテ生ケタル不能トニヨリテ其ノ結果ヲ異ニスルモノナル故ニ之ヲ区別シナシ

物 債権者、責ニ歛スヘカラサル事由ニヨリテ生ケタル不能債務者、責ニ歛スヘカラサル事由ニヨリテ債務ヲ目的タルモノ不能ニ歸ニタルトキハ債務者カ債務ヲ免レハ當然ノコトニシテ往々既存スルモアラサレニ債務者、債務ノ如何ニナリ行

クヘキモノナルカト云フニ契約ノ種类ニヨリテ規定ヲ異ニスル故ニヲ分ケ述フ

（1）特定物ニ于スル物权ノ譲受又ヘ移轉ヲ以テ双勢契約ノ目的トシタル場合

特定物ニ于スル物权ノ譲受又ヘ移轉ヲ目的トスル双勢契約ニ何在テハ、其ノ危険ヲ負担スルトキニ立法上數多ノ主義ニアリ

此ノ主義ハ所有权ヲ有スル者ニ於テ其ノ危険ヲ負担スルトキアリテ所有权移轉前ハ債務者、負担トシテ移轉后ハ債務者、負担トスル然レ共危険負担ノ問題ハ一方カ事實守ニヨリテ債務ヲ免レ、トキハ他方、債務ノ如何ナシナト云フ向題ニシテ所有权ト没交渉ナル故コノ主義ニハ無ナレ

（2）債務者主義

契約ノ目的物カ何人ノ責ニ乙飯スヘカラサル事由ニヨリア
不能ニ歟シタル場合ニ於テハ債勢者ハ其ノ危険ヲ負担シ債
权者ハ其ノ負担スル債勢、履行ヲ免シ、主義ナリ。此ノ主
義ハ是モ道理ニ適シタルモノニシテ一般事者、林賈スルト
コロナリ。

(c) 債权者主義

此ノ主義ハ債权者一人其ノ危険ヲ負担シテ其ノ負担之ル債
勢ヲ履行セサルヘカラストナス。然レトモ此ノ主義ハ不當
ナリ。債勢、交換的于係ニアル双勢契約ニ於テ不義地異共、
他ノ事變等ニヨリテ一方ノ債勢、履行、不能トナリタル場
合ニ於テ他方一人共ノ債勢、履行ヲナサルヘカラサルト
スルハ不公平ナリ。不道理ナリ。然ルニ我民法ハ不公平不
道理ナル債权者主義ヲ採リチ債勢者ハ債勢ヲ免ル。一拘フ
ス債权者一人其ノ債勢ノ履行ヲナサルヘカラサルモノト
セノナリ。

十八一五三四一 我民法ハ此場合ニ於ケル要件尤ノ如レ 甲 物权、設定又ハ移轉ヲ目的トスルコト

物权、権利ニツキ制限アラス。大故ニ所有权タルト他ノ
物权タルトヲ向ハス之ヲ目的トシタル契約ニ適用スヘキ
モノナリ。

四) 債勢者、責ニ取スヘカラサル事由ニヨリテ不能トナリ タルコト

不能トハ目的物、滅失又ハ毀損ニアリテ履行スルコト能
ハサルニ至リタルコトナリ。其ノ不能原因カ債勢者、債
權ニアルコトヲ要件トス。

四) 目的物、滅失又ハ毀損シタルコト

滅失トハ當然債勢、本旨ニ適合セサルニ至リタル目的物
、應用ニ附シタルコトナリ。毀損トハ幾分ノ債勢、本旨ニ適合セサルコト、ナリタレ

三的物、破壊シタルコトナリ

二〇六

⑦ 目的物、特空允ルコト

不特空物ニ于スル物权、設空又ハ移轉ヲ以テ双務契約、
目的トナシタル場合ニ於テハ目的物、特空セサルタメ危
險ノ負担者ヲ以テ債权者ト空ルコト能ハサル改モ四〇
一空ノ規定ニヨリテ其ノ力確空シタルトキヨリ其ノ
モノ、危険ハ債权者ノ負担ニ附スルモノト空ム一五二四
ノニ

以上ノ要件ヲ具備スル中ハ債務者「其」債務ヲ免ル、ニ
拘ラス債权者ハ其ノ債務、全部履行ヲナサルヘカラス
然レトモ債務者自己、債務ヲ免シタルニヨリテ利益ヲ
得タルトキハ之ヲ債权者ニ償還セサルヘカラス 特空物
ニ于スル物权、設空又ハ移轉ヲ目的トスル双務契約の要
件ヲ附加セラレタルモノナルトキ「其」負担ヲ異ニスル

ルモナリ 即チ停止条件ヲ附加シタル双務契約ノ目的
物ノ条件、成否未定、向ニ債務者、賣ニ級スヘカラサル
事由ニヨリテ滅失シタル場合ニ於テ、後ニ至リテ條件、
成乾スルコトアリテニ契約ヘ努力ヲ生セサルモノナル故
債权者カ危險ヲ負担スルコトアラス一五三五ノ一、然レ
トモ契約、目的ノ條件、成否未定、向ニ於テ債務者ノ負
二級スルコト能ハサル事由ニヨリテ毀損シタル場合ニ於
テハ目的物カ尚存在スルモノナル故條件、成乾セシトキ
ハ契約ハ效力ヲ生スルモノナルヲ以テ其ノ危険ヘ債权者
ノ負担トナス 従テ條件、成乾シタルトキハ債权者ヘ毀
損物ヲ受領レテ全部、負担額ヲ納付セサルヘカラサルモ
ナリ一五三五ノ二、民法ハ解除條件附双務契約、危險
負担ニ付テ何等、規定スル如アラサレトモ解除條件、本
則ニ從ヒテ條件成否未定、向ニ於ケル滅失毀損ハ債权者

ノノ負担ニ歸シ条件、成就シタルトキハ滅失ニ于シテハ既ニ
糾付シタルモノハ償還ヲ求メ設柵ニ于シテハ毀損物ヲ返
還シテ既ニ糾付シタルモノハ償還ヲ求ムルア得ルモノナ
リ

四 物权、設定又ハ移轉以外糾付ヲ目的トスル双勢契約、
糾付、不能

物权、設定又ハ移轉以外、糾付ヲ目的トスル双勢契約、糾
付カ債務者、賣ニ販スヘカラサル事由ニヨリテ不能トナリ
タル場合ニハ債務者ハ其、債務ヲ免ル、ト内時ニ債权者ニ
対シテ其、及糾付ヲ請求スルコトヲ許サス（五二八）
然して一部分不能、場合ニアリテハ相互ニ共、不能部分ニ
対スル履行ヲナスラ以テ可ナリト解スハ至当ナリ

糾付カ債权者、賣ニ販スヘキ事由ニヨリテ不能トナリ
片ハ債权者ハ債務者カ共、債務ヲ免ルヘキニ拘ラズ自己、

債務ノ全部、履行ヲナサ、ルカラサルハ当然ナリシカレ
トモ債務者“自己、債務ヲ免シタルタメニ利益ヲ得タシト
キハ之ヲ債权者ニ償還シシメサルヘカラス（一五三六）二

四 債務者、賣ニ販スヘキ事由ニヨリテ生シタル不能
双勢契約ノ種類、如何ヨ向ハス債務者、賣ニ販スヘキ事由
ニヨリテ債務ノ履行ヲ不能トナリタル場合ニ於テハ素コリ
債務者ヘ素ヨリ其ノ償還ヲ免ル、コトヲ得サレトモ債務、
本旨ニ從ヒテ履行スルコトノ不可能トナリタルセナリ故
債权者、ナストコロニシス外ヘアレス 債权者ハ放棄策ト
ニテオ四一五条ニ依ク損害賠償ヲ求メルコトヲ得 共ニ柵
宮賠償、講文ニヨリテ子スル事說ニヘーフノ見解アリ

甲、交換說

交換說、債務者、賣ニ販スヘキ事由ニヨリテ生シタル糾付
不能ニ基、損害賠償ハ債務者、負担スル本末ノ糾付ニ代ク

テ生スル元ノ十九故債权者ハ債務者ニ對シナ全部ノ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得レトモ自己ノ負担スル反対給付ヲナスコトヲ要セヌスト云フナリ

乙、差額說

損害賠償ハ本來ノ給付ニ代リテ生スルモノニアテス 双勢契約ニ代リテ生スルモノナル故債权者ハ自己ノ負担スル反対給付ヲナスヘキ債務ヲ免レ損害賠償トシテ双方ノ給付ノ差額ノシテ請求スルコトヲ得ト云フナリ

曰鈴、不能トナリタルトキハ其ノ契約ハ消滅ニ取スレモノナレトモ我民法ハ契約ノ名ヨ存続スルモノトナス 此ノ矣ヨリ既レハ差額說ヲ採ルヘキナレトモ損害賠償、請求ハ不行烏、法果トシテ之ヲ請求スルモノニシテ双勢契約ハ放棄トシテ之ヲホムルモノニアラズ

双勢契約ニ停止條件ヲ附加ニタル場合ニ於テ其ノ條件ノ或

否未定ノ間ニ契約ノ目的ヲ滅失シタルトナハ契約ハ既リヲ生セサルモノナシ此是廢棄坦ノ問題ヲ成セス シカレトニ債权者ハ本ニハ半ニ依頼要債不ルコトヲ得 其ノ目的努力毀損シタルトナハ債权者ハ條件成就ニ場合ニ於テ其ノ運送ニ從ニ契約ハ履行ズハ其ノ解除ヲ請求スルコトヲ得尚損害賠償、請求オナスコトヲ得 此ノ損害賠償ハ才四一五条ノ規定ニコリア請求スヘキモノナリ 才五三五条才三項ハ其意ヲ明ニシタルモノト解スルヲ得

第三目 第三者ノ為メニスル契約

三、第三者ノ為メニスル契約ノ概観

才三者ノ為メニスル契約トハ当事者ノ一方ウ相手方ニ對シナ才三者ニ或給付ヲナスヘキコトヲ約スル契約ナリ 罷馬法ノ原則ニコ

レハ 契約ノ效力ハ當時者ニ止マリオニ三者ニ及ハサルモ、ナリ然ル
一者ニ者ノ為ニスル契約ハオニ三者ニ其、效力、及ホスモ、ナリニ
工ニ羅馬法ノ原則ニヨリテハ解スルコト能ハサルモ、ナリ 其故
ニ者ニ者ニ效力ヲ及ホスコト、適當ナル説明ヲ試ミントシア種々
、説ヲ立フ

甲) オニ者カ他人向、契約ニヨリテ直接ニ权利ヲ取得スルニハ其
、承諾ヲ必要トスト、説ナリ

乙) 契約者カオニ者、代理人トナリテ契約ヲナスモ、ナリト、説
ナリ

(丙) 契約者、权利カオニ者ニ轉傳スルモ、ナリト、説ナリ

(丁) オニ者ハ他人向、契約ニヨリテ直接ニ权利ヲ取得スシモノナ
リト、説ナリ

甲説ハオニ者ヲ以テ契約、当事者トナリモ、ナリ故ニオニ者ノ為
ニスル契約ナリト云フヲ得ス

乙説ハ代理關係、存在セサルモ、ヲ存在スルモ、ナリトスル故ニ
誤レリ

丙説ハ契約者ニ取得セサル权利ヲ轉傳セントスルモ、ナリ故ニ誤
マシリ

丁説ハ法果ヲ供フモ、ニシテ法各規定セハ規定、解釈トレテリ当
ヲ得タルモノナリ

辛五七条キ一項ニ者ニ者ニ者ハ債務者ニ對レテ直接ニ其、給付ヲ請求
スル权利ヲ有スト規定シアル故ニ如何ナル李説アリテセ法ヲ以テ
直接取得、法果ヲ生スルモ、トナレタル以上ハ他ニ解釈ヲ生スル
ノ余地ナシ ソレ故ニ我民法ハヨリテ譲契約ノ惟覧ヲ分解スレハ
甲、当事者、一方力相乎方ニ対レオニ者ニ成シ給付ナスヘキコ
トヲ約束スルトコロ、契約ナリ

乙) オニ者カ直接ニ权利ヲ取得スル契約ナリ 市工者ヲシテ权利
ヲ取得セシムモニアラスレテ單ニ給付ヲナレオニ者、クノ

ニ保証ヲナレ大ハ第三者、債務ヲ免除スル如キハ前ニ所謂第三
者、烏ニスル契約ニアラズ

(三) 契約ノ成立要件

(1) 第三者コシテ权利ヲ取得センムルコト
直接ニ第一者ヲシテ债权ヲ取得セシムルコト

(三) 第三者ノ済メニスル契約、效力

(1) 当事者ニ於ケル效力

(甲) 要約者ニ対スル效力

第一者ノタスニスル契約ニヨリテ諾約者ハ第一者ニ
ニ或ニ於付ヲナサシムヘキ债权ヲ有ス
ニ事由ニヨリテ於付力不能トナリタルトキハ要約者、損害賠
償、請求ヲナスコトヲ得 又契約ヲ解除スルコトヲ得

(乙) 諸約者ニ対スル效力

第一者ノタスニスル契約ニヨリテ諾約者ハ第一者ニ対しテ之ヲ履行スル、債務ヲ負担ス

第一者、权利ハ要約者、諸約者向、契約者基ニ取得シム
モ、ナル故ニ諸約者ハ其ノ契約ニ基因スル每年ハ之ヲ以テ
第三者ニ対抗スルコトヲ得一五三九、從テ要約者カ反対糾付
ヲ負担シタル場合ニハ要約者、責ニ被スヘキ事由ニヨリテ不
能トナリタルトキハ要約者ニ対シテ契約ヲ解除スルコトヲ得
ル故ニ之ヲ以テ第一者ニ対抗スルコトヲ得
其他一般、杭年一契約、無効、取消等一ヲ
以テ対抗スルコトヲ得

(丙) 第三者ニ対スル效力

民法于五三七条第一項、第一者ハ債務者ニ対シテ直接ニ其、
然付ヲ請求スル权利ヲ有スト規定大故ニ第一者ノタスニス
ル契約、努力ハ該規定ニヨリテ生スルモノ、如キ元全案第一

項ニヨル者ニ者ノ权利ハ其ノ才三者カ債務者ニ討シテ契約、利益ヲ受クル意思ヲ表示シタルトキニ發生スル規定ナル故ニ才三者ハ斯ニスル契約ノ效力、才三者ニ討シテ生スルハ諸条件ニ依リ、規ニヨリテ才三者カ受益ノ表示ヲナスアリカノ機ナリ此ノ手段ハ如何ナル解釈ニヨリテ調和スルヤ

（甲説）才三者ノ受益ノ表意十ル承諾ニヨリテ才三者ハ諾約トノ向ニ契約ヲ生レ其ノ費約ニヨリテ才三者ノ权利ヲ取得スルモノニスキストル

（乙説）才三者ノ受益ノ表意ハ法定条件ニシテ才三者ノタメニスル契約ハ英ノ締結ニヨリテ成立シ才三者ノ受益ノ表不ニヨリテ其ノ効力ヲ生スルモノナリトス

（丙説）才三者ノ权利ハ当事者ノ契約ニヨリテ發生シ才三者ノ受益ノ表意ハ其ノ取得シタル权利ヲ確立スル效力ヲ生スルモノニスキストル

（丁説）才三者ノタメニスル契約ハ其ノ締約ニヨリテ效力ヲ生ス才三者ノ权利ヲ又發生ス。受益ノ表意ハ單ニ其ノ発生ノ条件クルスキストセリ

諸条件一項トオニ兩トノ規定ハ其房ヲ極メタルモノナシニ才一項ハ該契約ヲ以テ才三者ノ权利取得原因トナリ才ニ兩リ其ノ取扱原因ニ基ト受益ノ表意ニヨリテ权利ヲ發生スルモノナレ受益ノ表意ヲ权利発生ノ誇引即テ条件ト定メタルモノト解スルヲ至当トス從テ丁説ヲ可トス

才三者ハ諾約者ニ封シテ直接ノ給付ヲ請求スル权利ヲ有ス美ノ内容ハ契約当事者ノ宣ムル所ニ依リ又才三者ノ債務ノ效力ハ一般機致ト異ル所ナケレトモ才三者ハ諾約者カ債務ヲ履行セサルトキハ損害・賠償ヲ請求スルヲ得ルモ契約ノ当事者ニアラサル故ニ契約ヲ解除スルコト能ハス才三者ノ契約ノ当事者ニアラサル故ニ契約ノ取消ス

第四目 第三者ノ負担ヲ目的トスル契約

第三者ノ負担ヲ目的トスル契約ト、吉事者、一方ヲ相手方ニ討シテキ三者ヲシテ或行為ヲナサレムルコトヲ約束スル契約トリ。然レ共キニ者ヲシテ其或行為ヲナサレムル法律干係ヲ有スル場合ナルコトヲ要ス。

其故ニキ三者ヲシテ其、或行為ヲナサレムル法律干係ヲ有セサルニ拘ラス等ル契約ヲナストキニハ其、契約ハ無效ナリ。キ三者ヲシテ或行為ヲナサレムルノ契約、無効ナル場合ヘ乞ノ如シ。

(甲) 第三者ヲシテ或行為ヲナサレムヘキ不承諾ヲ爲スル場合
諸約當カキニテ要約省ノタメニ或ル行為ヲナサレム得ル

法律子係ヲ有セ其ノ法律子係ニ基ナテ契約スル場合

(丙) 第三者カ承諾スル十ラハトノ条件ヲ附シテ契約スル場合
キ三者ノ負担ヲ契約スルコトノ無效ナル場合ニ於テ其ノキ三者ノ要約省ニ付シテ履行セサルヘカラサルコトニナル債権干係ハ何カト云フニキ第三者ノ爲ニトハ契約ハ其ノ契約ニヨリテ老王者ヲ杖刑ヲ有スルコトヨリ此正キ第三者ヲ棄却又契約不之ト内シ力ラサルゼノ一如レ然レトモ之ヲ契約ノ目的トスルコトヲ得ル法律干係ノ存スルトキハ其ノ契約ニヨリテキ三者ハ其ノ負担ヲナスヘキ法律干係ヲ有スル故ニ其ノ契約ヘ直キニキ三者ノ負担ノ原因トナリ然ラサ、場合ニ於テノ条件ノ成就ニヨリテ其ノ契約ノ效力ヲ生スルゼノナシトキキ三者ヲシテ之ヲ強行セシムルトコロノモノハフノ契約ニアラスシテキ三者ノ負担スル意思ノ表示ナリ。其ノ意思ハ全ク独立スルモノニシテ要約者ト説約者トノ間ニ於ケル契約ハ直接ニ因栗關係ヲ有セス。

第五項 契約，保全

契約ノ成立スルモ相手方ニ於テ履行セサルトキハ之ヲ強行スルニ
手數ト時間トヲ省ス繁雜ヲ極ムルモノナル故其ノ不履行ノ場合ニ
於ケル簡易ナル保全方法ナカルヘカラズ

第一目 手附

三 手附，性質

手附トハ或ル契約，成立証トシテ或ハ契約ノ成立要件トシテ或ハ
契約，不履行，違約金前押トシテ或ハ解約，留保トシテ金品ヲ文
付スルナリ 手附契約ハ手附，交附ア要スル故ニ要物契約ニシテ
從タル契約ナリ

三 手附，要件

- (1) 手附契約ヲ締結スルコト
- (2) 手附，交附ナルコト

三 手附，效力

- (1) 証約手附

証約手附ハ担保，性質ヲ有ス 不履行，片ハ漫收セラル、コト
ノアル效力ヲ有スルモノナリ

四 成約手附

成約手附ハ本契約，成立要件ナシ故ニ本契約，主タル目的外
交付スルモノニシテ其ノ交付ニヨリテ本契約ノ成立スル効力ヲ
生ス

五 違約手附

違約手附ハ違約金，前押タル効力ヲ生スルモノナリ 范例ニ不
履行，片ハ漫收セラレ履行，片ハ還付スルモノニシテ一體，相

保ナリ

三 解約手附

解約手附ハ双方ニ於テ自由ニ解約スルコトヲ得ル効力ヲ有ス
 其故ニ被約者ハ之ヲ拘束スルトキヘ解約スルコトヲ得
 及還スルトキヘ解約スルコトヲ得
 及者ハ之
 然レトモ被約者ノ一方ク実約、履行ニ着手シタル片ハ最早解約
 スル能ハス
 蓋シ着手後ニ解約ノ自由ヲ認ムハ他方ニ對シ酷ナル故ナ
 リ
 解約手附ハ解約ノ自由ヲ留保シタル乙ノ故不履行、
 場合ニ於ケル解約ト混内スヘカラズ
 解約手附アリテモ不履行
 に基ク解除、片ハ之ヲ返サルヘカラズ
 然レトモ損害賠償ヲ
 求ムルコトソ得

第三回 違約金

違約金トハ債務者カ債務不履行、場合ニ於ケル制裁金ノコト

ナリ
 然レトモ金銭ヲ目納トスル上及ハス他ノ呂物ヲ以テ違約金ト
 スルエトヲ得

第六項 契約・解除

第一目 解除・併負

解除トハ契約者ノ一方カ他方ニ對シテ契約又ハ法律ノ規定ニヨリ
 テ契約ヲ除去シ以テ当初ヨリナカリレモノト全一ノ結果ヲ生スル所
 ノ表意ナリ
 (一) 解除ハ契約者ノ一方ノ意思表示ナリ
 (二) 解除ハ他方ニ対スル意思表示ナリ
 (三) 解除ハ契約又ハ法律ノ規定ニヨリア行使スル意思ナリ
 (四) 解除ハ契約ヲ当初ヨリナカリレモノト内一効力ヲ生セシムル
 表意ナリ

契約解除、性質ニ付テ後來學說ノ一致セサルモノナリ。

(甲) 直接効果說

此說ハ解除ニヨリテ契約ハ全ク消滅ニシムレ當初ヨリ契約ノ效力
リシモノト同一、效果ヲ生スルモノナシ故ニ契約ノ未タ履行セ
サルモノハ解除ニヨリテ消滅シ已ニ履行レタルモノハ不當利得
ニ基キテ返還ヲ求メルコトヲ得ルトナリ

(乙) 向接効果說

此說ハ解除ハ契約ヲ消滅セシメルモノニアラズ 單ニソノ末ト
履行セサル契約、効力を阻止スル還付請求权ヲ生レ未タ履行セ
サル場合ニハ單ニ抗弁ヲ生スルニスキストウフ

(丙) 折衷說

此說ハ未タ履行セサル解除ハ契約ニヨリテ消滅シ既ニ履行シタ
ル契約ハ解除ニヨリテ新タル還付請求权ヲ生スルモノナリト
云フ 我國法ハ直接効果說ヲ採用ス、

解除ト解除條件トハ法律行為ノ効力ヲ消滅シムニシニ諸テヘ
共ニ内レナルモ解除條件、成就ハ原則上溯及効ヲ生セス 解除
付テハ才五四五第六一項ノ規定ヲ適用スルセ解除條件、成就ニ付
テハ才七〇三条、適用アリ
解除ト取消トハ契約ノ効力を失ヘシムルコトヲ全シタルモ取消ヘ
法律ノ規定ノシニヨリテ行ハルモノナク 解除ハ契約ヲ解除ス
レモ、ナルミ必ずシニ契約全部ヲ解除セサルヘカラサルモノニア
ラス 契約一數箇ノ事項ヲ包含スルトキハ必要ニヨリテソ一部
分ヲ解除シ残餘ノ部分ノ履行ヲ請求シ得レモ、ナク 民法五六三
条ニ代金減額ノ請求ヲナスコトヲ得セシメアルハ一部解除ヲ認メ
タル証知ナリ

第一目 解除ノ原因

解除ノ原因ハ契約タルコトアリ。即ち当事者カ契約ヲ以テ解除ヲナシ得ルコトヲ留保レタルトキ、其、契約ヘ解除、原因トナル法律上ノ解除。

解除原因ハ法律タルコトアリ。即ち法律、規定ニヨリ契約、解除シ得ルモ、十九トキハ法律ハ却ケ解除、原因タルモノナリ。法律上ノ解除原因ハ之ヲニ大別スルスルコトヲ得。即ち一ハ一般的解除原因ニシテ五六一条末五六八条才六三五条才六三七条等、規定ニヨル解除ナリ。一般的解除ハ履行、遷滞又ヘ履行不能ニヨリテ、生ス。

①

履行遷延、場合ニ於ケル解除。

② 履行期力重罪ナラサル場合ニ於ケル解除条件一五四二

③ 債務者カ履行期ニ履行セサルコト

(3) 債权者ハ相当、期間ヲ空メテ債務者ニ付シ其、履行、催告ヲナスコト。

債权者ノ空メタル期間、相当ナリヤ否ヤハ事実裁判所、判断ニ任スル、外ナレ不相当ニ長ナトキハ勿論不相当ニ短ナ時、債权者ノ空メタル期間、不相当ナルモノナリ。其、期間、不相当ナル場合ニ於ケル催告ノ效力如何ト云フニ有効ナリト說クモノアリ。其、理由ハ相当ノ期間ヲ空メテ催告スルコトヲ要スル所因ノモノハ相手方ヲ保護スルニアルトキハ假令期間カ不相当ナルモノ之カタモノ直ケニ其、催告ヲシテ全然無効ナラシムル必要ナシ。寧ロ催告ハ其ノ期間、相当ナリト否トヲ向ヘス之ヲ有効ナラレバ正当事トスヘレトキニアリ論者、六フカゴトク催告ハ被催告者ヲ保護レ被催告者ニ履行ノ用意ヲサレバ

レニマリ 其故ニ債権者、空メタル期間カ不相当上長キトキ即ナ履行ノ用意ヲナシテ尚期間ヲ残存スル場合ニアリテハ之ヲ無効トスルノ必要ナレ 然レニ債権者、空メタル期間カ不相当ニ短キ片即ナ履行ノ用意ヲナスニ必要ナル期間ノ足ラサル場合ニ於テノ期間ノ保護ナシ期間ノ保護ナトキノ期間ナキ催告ニ異ルコトナシ期間ナキ催告カ無効ナル故ニ期間ノキ催告ト異ナルコトナキ不相当期間ノ催告ハ無効ナリ

(C) 債務者カ其ノ指定期間内ニ履行ヲ十サルコト

履行期ノ重要ナラサル場合ニ於ケル契約カ以上、要件ヲ具備ヘルトキハ其ノ契約ヲ解除シ得ルモノナリ

四

(A) 履行期カ重要ナル場合ニ於ケル解除要件(五四二)

債務者カ履行期ニ履行ヲナスコトヲ要スル場合ナルゴト契約ノ解消又ハ当事者、意思ニヨリ履行期ニ履行ヲナス

スニアラサレハ契約ヲナシタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ナルコト

(C) 履行期ニ履行セサルコト

履行期ノ重要ナル場合ニ於ケル契約以上、要件ヲ具備スルトキヘ其ノ契約ヲ解除シ得ルモノナリ

(B) 履行不能ノ場合ニ於ケル解除(五四三)

債務者ノ責ニ該スヘキ事由ニ依リテ履行、全部又ハ一部カ不能トナリタルトキノ債権者、契約、解除ヲナスコトヲ得

(1) 履行ノ全部又ハ一部ノ不能：ナリタルコト

一部不能ノ場合ニ安ノ不能カ余リ輕微ナルトキハ解除ヲ許スヘキモノニアラスト解スルヲ至当トス

(2) 履行ノ不能カ債権者、責ニ該スヘキ事由ニヨリテ生シタルコト

履行不能ノ場合ニ於ケル契約カ以上、要件ヲ是第スルトキハ

其、契約ヲ解除スルコトヲ得ルナリ

二三〇

第三目 解除权の行使

契約ノ解除ハ法律上ノ解除了タルト契約上ノ解除タルトヲ内ハス相
手方ニ对スル意思表示ニヨリテ之ヲナスモノナリ。解除ハ意思一依
リテ其効力ヲ生スルモノナル故ニ一旦其ノ表示ヲナレタル后ヘ之ヲ
取消スコト能ヘス。然レトモ焉地者向ニヤクテ、第九七条ノ規定ニ
ヨリテ到達后ニアラサレハ其ノ効力を生セサル故ニ到達前ニ之ヲ取
消スニトヲ得ルハ勿論ナリ。解除ハ意思ニ条件ヲ附スルモ妨無シ當
事者ノ一方カ該種ナルトキハ契約ノ解除ハ其ノ全員ニヨリ又全員ニ
達シテノニ之ヲナスコトヲ得ルト空メテ混雜ヲ避ケル為メニ特ニ之
ヲ不可分ニ保トシタルモノナリ。

第四目 解除の效果

三 条款回復

契約ノ解除後ノ過失シテ当初ヨリ契約ノナカリシト内一効ヲ生ス
ルモノ故ニ条款回復ヲ有スルコト、ナル。未タ債務ヲ履行セサル
場合ノニ於テハ解除ノ為ニ其ノ債務ハ当然ニ消滅ス。已ニ履行シタ
ル債務モ消滅ニ取スルモノナル故其履行シタル糾付ハ法律上ノ原
因ヲ失フモノナリ。然レヒ未五四年ニ明記セシモノアル故未セ
ロニ一条ノ規定ニヨルヘキモノニ非ス。從テ利益ノ限度ニ於テ償還
ヲ求ムルコトヲ要セス糾付金額ノ償還ヲ求ムルコトヲ得ルモノナ
リ。解除ノ為ニ二者ノ权利ヲ害スルコトヲ得ルモノニ非ス解除ヲ受
ケタルモノハ解除ノ権限存セレ果實ハ分論已ニ受得シタル果實ヲ

還付シ又ハ還付スヘキ金錢ニハ其ノ受領ノヨリ利息ヲ受ケサル
ハカラス 納付リ還本スルモノハ相手方ニ於テ支出シタル保存解
除等ノ費用ヲ償還スルコトヲ要ス 当事者双方ニ於テ償還義務ヲ
負担スル場合ニハ其ノ一方ハ相手方カ其ノ償還義務ノ履行ヲ提供
スル迄ハキ五三三条ノ規定ニ準レテ自コトノ償還義務、履行ヲ拒メ
コトヲ得 約約ヲ解除スルモ原状回復ヲナスコトヲ得ナルナヘ 傷
害賠償ニヨリテ原状回復ニ代ル効能ヲナサルヘカラス 約約解
除ノ債权于終ニ止リ物权于保ニ及ブモノニアラズ 徒ア例ヘハ壳
賣契約ヲ解除スルモ壳賣ニヨリテ権轉シタル所有权ヘ当然原所有
者不復取スルモノニアラスト論スルモノアリ 物权ノ権轉カ契約
ノ結果ナルトキハ其ノ原因タレ契約ヲ解除セハ独リ其ノ結果ノ残
存スルモノニ非ル故ニ其物权ハ当然原所有者一復取スヘキモノナ
リ 然レニ観察シアル故ニ其物权、キ三者ノ子ニアルトキハ論
ハ制限一依リテキ三者ヨリ之ヲ奪ヘサルフト、ナシタルニ外ナラ
スルモノナリ

三 損害賠償

契約力解除スルモ損害、アリタルトキハ其ノ賠償ヲ請求スルコト
ヲ得ルハ当然ナリ 其損害賠償、請求ハ如何ナル法的原因为ヨリ
テ之ヲ行フモノナルカハ議論ノ存スルダナリ

（甲説） 本来ノ契約ニ基テ債務不履行ヨリ生シタル損害ヲ要備
スルモノナリ

（乙説） 契約解除ニ依リテ生シタル損害賠償ヲ要セルモノナリ
甲説ハ契約ヲ根柢トシ乙説ハ解除ヲ根柢トスル故ニ何レ正誤十
リ 民法五四三条末三項ハ解除权ノ行使ハ損害賠償、請求ヲ妨
ヘストソリテ損害賠償、請求权ウ先ニ生シ解除ヲ行使スルトベ
トニ拘ラス之ヲ行フコトヲ得ト云フ 規定ナル故解説ニヨリテ生
シタル損害賠償アリトキツバ、法文ヲ読マサルてノ、論ナリ 又
其ノ損害賠償ハ甲説、如ク債務不履行トカリタル本来ノ契約ニ

基ク債権ノ行使ナリトスルハ甚タ悪ニ債務ノ不履行ハ不法行為タルモノナリ。債務ノ不履行ナル不法行為ニヨリテ債権ヲ害ムラレタルカ故ニ其不法行為タル債権行不履行ニ基キテ損害賠償ヲ求ムルモノナリ。次シテ本來ノ契約ノ基キテ之ヲ求ムルモノニアラズ又契約解除ニヨリテ生シタル損害賠償ヲ求ムルモノニアラズ。其ノ契約解除ニヨリテ生シタル損害賠償ハ債務不履行ノ結果ナル故ニ債務不履行ナル不法行為ニ基ナ共ノ賠償ヲ求ムルモノナリ。

第五目 解除权、消滅

解除权ハ尤ノ原因ニヨリテ消滅ス

契約ノ履行

三 解除权消滅 / 期間ヲ定メタル片ハ其ノ期間ノ至過

三 指定期間ノ至過

解除权行為ニ付期間ヲ定メサリシ片ハ相手方ハ解除权ヲ有スル者ニ対シテ相当ノ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ解除ヲナスヤ百イフ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得。若シ其ノ期間内ニ解除ノ通知ヲ受ケサル片ハ解除权ハ消滅スルモノトス

四 解除权ノ抛弃

五 解除权者、失权行為

解除权ヲ有スル者カ自己ノ行為又ハ過失ニヨリテ著シテ契約ノ目的物ヲ毀損レスハ之ヲ返還スルニト能ハサルニ至リ又ハ破壊ニヨリテ之ヲ他ノ種矣ノモニニ変シタル片ハ解除权ハ消滅スルモノトス

六 解除权ノ行使

第七目 告 知

告知トハ将来ニ對シテ契約ヲ消滅セレハル表意ナリ 民法ハ用語
ヲ混内シテ告知ニ于スル規定ヲナスニ吉リテ或ヘ解除ト称シ或ヘ解
約ト称シ或ヘ解除申出ト称ス

第二節

事務管理

第一款 事務管理ノ性質

- (一) 事務管理トハ義務ナリテ他人ノタメニ事務ヲ管理スル行為ナリ
 事務管理ハ債権發生、一罪因ニシテ成律、認メタル効果ヲ生ス
 ル行為ナル故ニ余ハ不法行為ノ一ナリト考フ、事務管理ヲ以テ規
 律行為ニ非レハ法律事実ナリトスニモアルモ事務管理ハ事務管理
 ナル結果ヲ生スヘキ意思表示ナル故事務管理ヲ以下法律行為ニア
 ラストナスハ誤レリ、事務トハ生存行為ノ用具ナリ、管理ハ利ヲ
 守リ害ヲ除クトナリ
- (二) 事務管理ハ法律上義務ナク他人ノ事務管理入ル行為ナリ 人対又
 八法走ノ事務ニ於テ他人ノ事務ヲ管理スヘキモノ力他人ノ事務ヲ
 管理スルハ義ニ所謂事務管理ニアリテス 事務管理ハ必入法律上何
 等ノ義務ヲ以テ他人ノ事務ヲ管理スルモノニアラサルヘカラス

(三) 事勢管理ハ他人ノ為ニ事勢ヲ管理スル行為ナリ、事勢管理ハ他人ノ為ニ之ヲ行フモノナラサルヘカラス、他人ノ事勢ヲ管理スルモ自己ノ物ニ之ヲ行フモノナラトキハ茲ニ所謂事勢管理ニアラス他人ノ為ニ事勢ヲ管理スルト云フコトハ本人ノ為ニ害ヲ防ナ利ヲ全ツルコトナリ、然レトモ事勢管理ハ本人ノ為ニ害ヲ防ナ利ヲ收メルハ利益ヲ得タルコトヲ必要トセス、本人ノ為ニ害ヲ防ナ利ヲ守ル處ノ意思ヲ以テ防害護利ニ適当ナル行為ヲ行ハハ其結果ノ如何ヲ向ハス其行為ハ事勢管理タルモノナリ、事勢管理ハ本人ノ為ニ之ヲナスモナラ故一本人ノ物ニナシタニ事実ナカルヘカラス本人ノ名ヲ以テスルモ本人ノタメニカサルトキハ事勢管理ニアラス、自己ノ名ヲ以テスルモ本人ノタメニスルモナルトキハ事勢管理ニアリ。

(四) 事勢管理ハ他人ノ事勢ヲ管理スル行為ナリ、自己ノ事務ヲ自己ヲ管理スルハ並所謂事務管理ニアラス、事勢管理ハ必ス他人ノ事

勢ヲ管理スルモノナラサルヘカラス、事勢管理ハ他人ノ事勢ヲ管理スルモノニシテ他人ノ事勢ハ他人ノ生存行為ノ全部ナル故必スニモ他人ノ法律行為タルヘキモノニ限ルコトナシ、法律行為以外ノ生存行為ノ用具ヲナスモ事勢管理ナリ。

第二款 管理者ノ義務

(一) 管理行為

(1) 事勢ノ性質ニ従ヒ最ミ本人ノ利益ニ通スヘキ方策ニヨリアラ管理スルコトヲ要ス

管理者乃管理ニ著手セヌハ事勢ノ生スルコトナシ、管理者ノ事勢ハ管理ニ著手シタル處ニ生スルモノナリ、苟クモ管理ニ著手シタル以上人即ケ終ニ完ウセサルヘカラス、諸ヲ完ウスルニハ管理行為ヲ遂行セサルヘカラス、管理行為ヲ遂行スルニハ其ノ事勢ノ性質ニ従ヒ本人ノ利益ニ最適方策ノ善良ナル管理ハノ主

志コ以テスル管理方或ノア以テ之ヲ行ハサルヘカラス 管理ノ義勢ハ本人力管理者ニ付シ訴求シ得ヘキヤ否ヤハ問題ナリ 余ハ管理義勢ヲ以テ債務也ト信スルモ一ナリ 然レニ於民族ハ本人ニ訴スニ管理者ニ付シテ管理行為ヲ求ムハレコトヲ以テセス管理者ハ管理行為ヲ始メタル為法律ニ因ハレテ其諾ヲ金ウセサル可カラサレ義勢ヲ貢ハンメラレタルモ一ナリ 元ヨリ本人ニ付シテ更ハシメラレタル義勢ナリ本ノ要求ヲ俟ツマテモナク之ヲ更ハサルヘカラス 其ノ義勢不履行ハ不法行為ノ規定ニ依リテ更向スルヲ至当トス 盡シ義勢不履行ハ不法行為タルモ一ナリ 其故ニ特ニ規定ナキトキハ義勢不履行ノ規定ニ依テスシ不法行為ノ規定ニ依ルヘキナリ

(ロ) 本人ノ意思ヲ知リタル片只ハ元ヲ推知シ能フ片ハ某ノ意思ニ
該ヒ裏地スルコトヲ要ス

管理者力事勢管理ヲナスハ本人ノ為ニ之ヲナスモノナカガ故ニ

本人ノ意思ニ反シテナスコトヲ得ヌ 其故ニ本人ノ意思ヲ知リ
タルトキハ其意思ニ從テ管理ナシ又本人ノ意思ヲ知ル誠ハサ
ルモ推知スルコトヲ得可キ場合ハ之ヲ推知シテ之ヲ管理スルコ
トヲ要ス 其故ニ之ニ反シタル管理ハ茲ニ所謂事勢管理ニ非ス
レテ不法行為ナリ損害賠償ノ責ニ任スヘン 然ラハ如何ナレコ
トニテ元本人ノ意思ニ反シテ事勢管理アリ得ルナトテ本人
ノ意思カ國家社会ノ安寧秩序ヲ害スル片ハ本人ノ意思ニ反シテ
モ事勢管理アリ得ルナリ 例へハ本人力或家屋ニ

シタルヲ知リ本人ヲ攻リ其ノ着物ヲ破リテ之ヲ防止シ又ハ本
人ヲ自殺セんコトヲ知リテ毒薬ヲテ之ヲ救助シ又ハ喧嘩ヲ
サシタル片止ムルか如キ片ハ其行為ハ事勢管理ニ差支ナシ

14) 損害賠償

管理者ハ事勢管理ヲ始メタル以上ハ実行スルニアラサトハ不法
行為ナリ 又違法ノ管理行為ヲナスニアラサレハ不法行為トナ

ル力故ニ失為ニ生シタル損害ハ賠償せサルヘカテス 然レトモ
本人ノ身体又ハ名譽毀損一村スル急迫ノ危害ヲ免レシムル為メ
ノ所謂緊急管理ヲナシタルトキハ不法行為規定ヲ蒙和シテ惡意
若クハ重大ノ過失アルニアサレハ之ニ係リテ生シタル損害ハ
賠償スル、責ニ任スルコトナシト定く輕過失ヨリ生スル損害賠
償、責ヲ向ハサレコト、セリ 此場合ニ於テ急迫セル危害ノ主
觀的ナルヤ客觀的ナル十八危険ノ現存スルコト然モ急迫セルコ
トヲ要スルモノト信ス 其ノ管理行為ニ輕過失アル者之ヲ咎メ
サルハ急迫危害ヲ免レシムル為メニ緊急管理ヲナサンムルニア
リ、小ナリ過失ヲ咎ムルコトハ何人モ躊躇シテ臨機應變ノ好行
為コト能ハサルノ故ニ却干本人ノ不利益トアル力故ニ輕
過失ヲ咎メス更漸行爲ヲ為サシムルモノアル故親密的急迫危
害ノ行為ヲ要スルモノトセサレヘカラス

(二) 本人其ノ相続人又ハ法定代理人ウ管理ヲナスヲ得レ一至ルベ
ル

ア 個人ノ管理ノ繼續入レコトヲ要ス
管理人カ管理ニ著手シタル以上ハ中途ニシテニテ止ムトキハ反
テ損害ヲ生スルコトアリ 其ノ管理行為ハ本人其ノ相続人又ハ
法定代理人カ管理ヲナシ得ルニ至ル迄ハ之ヲ繼續シテ之ヲ行ハ
サルヘカラス 善ニ中途ニテ之ヲ止メタル時損害ヲ生シタル時
ハ不法行為トシテ賠償セサルヘカラス 然モ其ノ管理ノ繼續セ
本人ノ意思ニ反スレバハ本人ノ意思ニ反シテマテモ之ヲ繼續セ
シムル必要ナリカ故ニ止メサルヘカラス

(二) 通知

管理者ハ事務管理ヲ始メタル時ハ本人ヨシテ或可早ク本人管理ヲ
ナサンメ又ハ管理上少クトモ其ノ意思ヲ知ル必要アル故ニ通常十
ヶ之ヲ本人ニ通知セサルヘカラス 本人カ已ニ之ヲ知リタル時ハ
通知ヲナス必栗ナシ

(三) 較告

管理者ハ本人ノ請求アリタル件ハ何時ニアモ管理状況ノ報告ヲシ管理終了後ハ過端ナク其結果ヲ報告セサルヘカラス
受取リタル金品ノ引渡

(四) 管理者ハ事務管理ニ当リテ受取リタル金品及ヒ收受シタル貨物ヲ本人ニ引渡ササルヘカラス

(五) 权利・移轉

管理者カ本人ノ為ニ自己ノ名ヲ以テ取得シタル权利ハ之ヲ本人ニ移転スルノ必至トス

(六) 納費金・利益及ヒ損害賠償

管理者カ本人ニ引渡スヘキ金額及利益ニ用ヒラルヘキ金額ヲ自己ノ海ニ納貲シタル中ハ其曰以下ノ利息ヲ支払ハサルヘカラス且ツ損害アリタルオハ賠償セサルヘカラス

第三款 本人ノ義務

（一）費用ノ賠償

管理者カ事務管理ノ為ニ依令費用ヲ授シタルコトマアルモ之ヲ以テ本人ニ對シ無制限ニ其ノ償還ヲ求ムルコトハ出来ス然レバ何人エ不当ニ利得スルコトヲ得ス故ニ事務管理ノ本人ハ事務管理者カ自己ノ為ニ有利十シ費用ヲ出シタル件ハ之ヲ償還ヲナササルヘガテス

委任ノ費用ニ付テハ委任者ハ受任者ニ付シテ受任者カ委任事務ヲ處理スルニ受任者ノ必要ト認ムヘキ費用ヲ出シタル件ハ之ヲ償還スヘキモノト定ム然ニ事務管理ノ費用ニ付テハ主觀的認定ヲ許ナス主觀的ニ有益ナル費用ヲナリモトセリ
有益費ハ必要費ノ内ニ存在セサレば必要費ハ有益費ノ内ニ存在スル力故ニ此處ニ有益費トアルハ必要費ヲ包含スルセリナリ委任者ノ費用ニ付テ委任者ノ償還スヘキ義務ハ必要費ニ限ルヘカラス事務管理ニ付ケル費用ハ本人ハ必要費ハ勿論有益費ヲモ償還セサ

レカラストスフコトハ一見奇チモ委任、有益費一付テハ其行為ハ事務管理ニ屬ス故ニ事務管理ノ規定ニヨリテ償還スヘモ、ナリ。費用ト云フコトハ出損ト云フコトニシテ勞務ヲ負包セヌ、乍然勞務ヲ他ニ使用シテ收得シ得ヘキ利益ヲ得サレトキハ其ノ損失ハ此ノ費用ノ中ニ加算スヘキナリ。又出損ハ必スンニ金錢ニ限ラス他、物品ヲ出資スルモ消費ナリス相殺ニ依リテ管理費ニ充用スル也出費ナリ。

本人力管理者ノ授シタル有益費ヲ償還セサレヘカラサレハ其管理力本人ノ趣旨ニ反セサルトキニ限ル。若シ管理人カ本人ノ意思ニ及シテ管理シタルナハ本人ハ現ニ利益ヲ受リテ張度ニ於テノミ其ノ費用ヲ償還セハ可ナリ。

(一) 債務ノ辨考

管理者カ本人ノ為ニ有益ナル債務ヲ負担シタル中ハ本人ハ管理者ニ代リテ之ヲ年有セサルヘカラス。其ノ債務力未タ年有期ニアラ

サレハ相当ノ担保ヲ伏久ヘメナリ。

其ノ有無ナリトスフハ以ト因シテ底觀勘認ヤナムカ此ニ管理ノ職能タル候努力全部有無ナル既ニハ本人ニ於ア全部ノ赤帳ヲナスヘキナリ。然し其共一部分カ、持無ニ非ル既ニハ本人ハ有無ナム部分ノミヲ赤帳ヘレハズモノナリ。

管理者カ本人ノ意思ニテシテ管理ヲナシタルハ本人カ現ニ利益ヲ受クル限次ニ於テ赤帳シバ、担保ヲ供スレハ足シ。

第三節 不當利得

第一款 不當利得ノ性質

不當ハ法律上、原因ナクシテ他人、財産大ハ物権ニヨリ利益ヲ受

ケニカムメ他人ニ機会ヲ及ばず行為ナリ 不當利得ハ並法行為ニアラス、法津上不都合ナル行為トシテ非除へキモノモノナル故ニ該法行為ナリ 不當利得ノ制度ハ該ク羅馬法 *Constitutio* (一訴者)ニ於ニ契約上ノ請求タル不当利得ニ基テ請求タルトヨウメ 金銭債物ヲ請求し得ヌコトナリシカ漸次変化シテ今化シ武神上ノ請求ハ事務管理上ノ請求又不法行為ニ似ル請求ヲ取除ヘ成ルノ請求ヲ不当利得ニ基テ請求トシタルナリ 不當利得ノ成立スニハ左ノ条件ヲ要備セサシヘカラス、

(イ) 他人ノ財産又ハ財物ニヨリテ利益ヲ受タルコト

利益トハ決ラスシモ財産上ノ利益ヲ限ラズ財産外ノ利益ニ本人ノ利益タリ得、然レ共此ノ利益ハ収支大凡目的タルモノニアラサル可カラサル故ニ返還ノ目的タリセノハ總テ本人ノ利益ナリ 利益ハ増大シテ増殖シタルコトヲ必要トセス、減損フ完レ得タルコトニ利益ナリ、其ノ所謂利益ナリモハ他人ノ財産大ハ財物ニ

ヨリケ生シタニモノナラサルヘカラス、

他人ノ財産ニヨリテ利益ヲ失クルトニハ他人ノ財産ヲ自己ノ財産ニ轉シ入ハ世人ノ財物ノ利用ニヨリテ自己ノ財産ノ侵蝕ヲ増加シ自己ノ財産ノ減損フ免ル、コトヲ又ハ世人ノ財物ニヨリテ利益ヲ失クレト云クコトハ他人カ自己ノ財産ノ増加行ラランシメハ自己ノ財産ノ減損防衛行ラクナシ或ヘ財産外ノ利益行ラナスセノナリ

(ウ) 共ノ財産ノタヌニ他人ニ損失ヲ及ばタルコト

不当利得ハ一方ノ利得カ他ノ損失ト並立シテ果因關係ヲナムモノナクサレヘカラス 故而財産入モノアリテハ損失入モノナリズヘ損失スルモノアリテモ受蓋スモノハナベコトハ既ニ并開不當利得ニハアワス

(エ) 法律上ノ原因ナクシテ既満シタルコト
法律上ノ原因アリテ得シタル代ハ正当利得ナリ 不當利得ハ法律

ノ不因ナクシア利得シタルモノナリ。法律上ノ被償因ト式クハ失
利得策國力失伴上ノ是認ヘキ理由ヲ有セサルコトアリ。

第二章 受益者ノ義務

(1) 利得ノ返還

(1) 一紙的返還
不当ニ利得シタルモノハ其ノ利益、存続スル間度ニテシテ送
還スル義務ヲ負担入ルナリ。受取者ノ由ハ其ノ不当ニ得利シタルモノ
ハ失アリ。其故ニ取得シタル迄還スルハ不当ニ得利シタルモノ
カ然ナル。然モ其ノ既得シタル既ノ利益ヘ返還スルトキニ存
在スル利益ヨリ大ナルモ其ノ既得シタル既ノ利益ノ外
ニ不当ノ利益ナルモノナニ故ニ現存利益ヲ返還スヘキモノナリ。

(2) 特別的返還

(1) 債務、不桿ヲ知フメシナムシタル給付

或者カ被勝ノ余済トシテ給付シタル既ニ其者カ其當時債務ノ存
在セサルコトヲ承知シテ古リタル既ハ名ハ債務、余済ニテモ
大ノ變ハ贈與其他ノ意味ニ於テ給付シタルモノナル故不当ニ
被給付者ノ利得シタルコトナク被給付者セホ不当ニ利得シタ
ルモノニアラサルカ故ニ返還ノ義務ナシ。然レモ其ノ給付清
力被勝アシモノト信シ債務ク余済メル意思ニヨリア給付シタ
ルトキハ被給付者ハ其ノ意思、善惡ヲ問ハハ傳承ヲ有ヘルニ
物ラスニワ給付セフル法律上ノ理由ナニカ、ワラス共ノ
給付フ既ナタルモノナシ故ニ不破ニ利得シタルモノナルケシ
アシテ返還セサルヘカラス。其場合ニハ七・ニ番ノ如キ明大
ナニ既ニ現存利益ヲ返還スルニ非エシア受ケタレ給付ノ全部
ヲ返還スヘキナリ。

余暉期ニアアサル候務ノ余暉

候務者ハ共ノ余暉期) 利益ヲ放棄シテ候務ノ余暉ヲ拘へハ失
ノ自由ニシテ候務者ハ士力拘々不当ノ損害ヲ蒙ルモノニケラ
サレハ共ノ給付ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ベ然セ候務者カ錯
語ニヨリ余暉ヲナシタレトキハ候務者入不当一余暉ヲ代ケタ
ルニト、ナシ下保不当ニ余暉ヲ受ケタルノミニテハ余タ不
當ニ利得シタモノトニヒ得ベ共ノ余暉ヲ受ケタリハ利
益ヲ得シタハ始メア不当ニ利得立タルモノナルカ哉ニ共ノ不
当ニ利得シタニ利益ヲ返還スヘキモノナリ此ノ場合一於ア
迄還スヘキ利益ハ七〇三余ノ如キ明文ナニ其ニ現存利益ニハ
アフスニテ收得利益ノ全額ナリ

候務者ニアサルモノ、余暉、

候務者一非人者カ行ヒタシ余暉ニヨリテ不当利得トナリハ左
、要件ヲ必要トス

(2) 借款ノ存在ハルコト

A、余暉者ノ候務者ニアアサルコト

C、錯誤ニヨリテ余暉ニタルコト

D、候務者カ思慮ニテ返済ヲ受領ニタルコト

以上ノ要件ヲ具備スル氏ハ候務者ニアアサルモノノ余暉カ不
當利得トナシ此場合ニ於テ返還スヘキモノハ給付其ノモノ
ニシテ現存利益共ノモノニアラス余暉者カ自ラ候務者ニア
フサルコトヲ知リ乍ラ余暉シタシ代へしノ場合ト内シク不当
利得トナルコトナシ余暉者カ詰誤ニヨリテ余暉シテモ候務
者カ其ノ余暉ヲ受領シ得モノト信シ余暉ヲ受領ニタル以上
ハ最早要ナシト信シテ候務証底ヲ毀滅シハ担保ヲ抛弃シテ
候務ヲ実行スル用具ヲ失ヒズハ時効中断、手続ヲナスノ要ナ
シト信シ其ノ手続ヲナササリシタ又候務ハ時効ニヨリア満城
シタル民ハ其ノ余暉ヲ受領ハ不當ノ利得ニナシテ余暉者ノ錯

媒ナル逕失ト) 鳴メ一債权者カ債权实行ノ要異ヲ大ヒ債权ヲ
時効ニアアヘ、消滅セシメタル故ニ債权者ラシテニカ逕還フナ
ハコト錯ナシカ故ニ民法ハ債权者ニ逕還ノ責ナキモノトナシ
アリ。其カ鳴メ真ノ債務者フシテ債務ヲ完レシムル理由ナキ
カ故ニ弁済者ハ真ノ債務者一対ニテ求償シ能フ。其ノ求償ハ
代位ニ芸クモノニアラス其他法律上ノ理由ヲ存セサレ故ニ不
當利得ノ返還ノ請求ナリト云フ

(四)

不法不因ノ為受タル利益

不法行為者ハ法律上ノ保護ヲ受ケレモノナシ故ニ不法ノ原因
ニ該キ船付ヲナシタルモノハ共ノ給付シタル者ノ返還ヲ請求
スルニトクナサセ然モニ天益者ノミカ不法ノ原因ヲ作りテ
利益ヲ得タル代ハ船付ニタルモノヲ賣ヘヘテ理由ナキノミナ
フス却而却ハヘキ事情、尙在スルコトアルヘキ故ニ給付ノ
該還請求ヲナシテ天者ノ返還ノ義務ヲ負担セシメアルナリ、

四 利息又ハ損害賠償

善惡ノ天益者ハ不当利得シタル者ノ該還ノ義務ヲミシテ負担スルモ
ノナレセ思慮ノ天益者ニ対ニテ其ノ制裁トシテ其ノ不当ニヨリ得
タル利益一減セ利得ヲ零ヘテ該還ヘキモノトキ尚損害アリタ
ルトキハニフ賠償ヘキモノナリトス

第四節 不法行為

第一款 不法行為の性質

不法行為トハ故意ハ逕失ニヨリ他人ヘノ权利ヲ侵害スルコトナリ。
① 不法行為ハ他人ノ权利ノ侵害ナリ、
权利、何物ナレバハ学識ノ大間髪ナリ、余ハ权利ヲ以テ正義ノ共
和力トナスモノナリ、不法行為故意スハ逕失ニヨリア他人ノ生

存力ヲ警へルコトナリ、生存力ハ侵害ハ生存力失ノニヤ害スルコトニアリ、又生存力、行使フ害スルヨトニヨリテ生スルコトアリ、民滅ニヘ身体自由生命財産、害ナル六字ヲ用フレトニ侵害ノ目的タルモノハ权利ナシ生存力ノ外ニアルコトナシ、民滅ハ單ニ权利ヲ侵害シテ規制シ权利ノ魂スル部國即ニ权利ノ物权タルト侵權タルト其他ノ权利タルトヲ區別ニサル故ニ权利專觀、

部國

ノ行ニ基ク权利ノ侵害ハ本末不法行為タルモノナルモ第一節ニ規定シケル故ニ此等ノ所謂不法行為ニヘアケバ不法行為ノ侵權ヲ論スルニハ先ソシテ权利ノ不侵害義務ヲ前掲セサルヘカラズ、权利不可侵ノ義務アリトスレハ其ノ義務ハ「國統治权」ヲ支配ヲ受クし全人類ノ義務ニ非ルヘカラズ、換言スレハ對其義務ナカシヘカラズ、共ニ對吾義務ノ有無如何、義務ハ未満セテレタル員相ナリ、義務アリトスレヘ何時何人ヨリ未満セラレタル員相ヲ有スルニ訓リタリシカ其ノ義務ハ統治权表現ノ產物ナリ

抑々統治ハ道德ノ極限ナリ、統治者ハ道德ヲ勵行ヘル統治者ノ統治力ナリ、統治者カ其力ヲ用ヒテ道德、勵行統治ヲ行フ事ニハ統治者ハ服従スヘキモノナリ。

試代ハ統治者ノ極大ナル為ニ生々レモノナシニ統治者ニ対スニ被治者ノ義務ナリ、被治者ハ統治者ノ統治ヲ妨害シテ被治者ハ統治者ノ統治ヲ妨害セバソノ完成ヲ期スヘキ義務ヲ國ノモノナリ、其ノ統治ヲ妨害セバ其ノ完成ヲ期スヘキ義務ナリナ服従ノ義務ナリノ他ノ生存力タル权利ヲ侵害スルハ道德ノ勵行即ニ統治ノ妨害ナスモノナリ

統治ヲ妨害スルモノハ服務ノ義務一並々メ服従ニ強次シタルモノ一對シテハ幾多ノ制裁ヲ課スルコトアリ

個人权利ノ損害ニツムアハニ等テ賠償ベルムコトヲアマ共ノ制威ノトメ如斯权利不可侵ノ義務ハ統治权表現ノ主物タルモノナレ此被治者ハ悉ク生レドウニシテ被治者フルノ服従ニ於テ当然

权利不可侵ノ義務ヲ負モノナリ。然ア其員相ハ法ヲ從テ生スルモノニアラズ故ニ民法ニ規定アリテ始メテ生ニタルモノニアラズ被統治者入紙テ統治权者現ノ產物トシテ权利不可侵ノ義務ヲ負担スルモノナシ故ニ個人ノ权利ヲ侵害ニタルトキハ民智ノ責長ヲ生ス

(二) 統治权者現ノ產物トシテ生ニタルモノハ权利不可侵ノ義務ニシケ善フナズヘニ義務ヲ負担スルコトナシ。善フナズヘニ義務統治权行使ニヨリテ員相スルニ至ルモノナリ。其故ニ湯者フ歟ハサリシ当ニ共湯者カ歎ニ死ストモ責ヲ生スルコトナシ

(三) 不法行為ハ故意又ハ過失ニヨモ或司ノ侵害ナリ。被統治者ハ統治权者現ノ產物トシテ他人ノ生存力タル权利ヲ侵害スヘカラズ。義務ヲ負担スルニ一面对ニ於テハ自己生存方タル权利ヲ有シ此ヲ保護セラル、モノナルカ故ニ其ノ权利ヲ行フニトク出来サルヘカラズ、而モ权利ハ正義ノ生存力ナレハ正義ニ逆ニタル行為ハ权利ノ

行使トシテ保護セサルヘカラズ。然レヒ正義ニ逆ニタル行為ハ國家全体ノ健全ナリ維持シ計しハ誠ニ必要ナル範囲ニ於テニ制限スルコトアリ。其レ故ニ权利ノ行使ハ制限内ニ於テ正義ノ行為タルモノニナラサレハカラズ。

制限内ニ於テ正義ノ行為ハ併今他人ノ权利ヲ害スルコトアリテ之過失行為ナリ。然ア不法行為タルニハ制限者進行行為入ハ正義ニシタル行為ニヨリテ他人ノ权利ノ侵害カルモノナラサルヘカラズ。民法カ行為ノ不法タルコトヲ明示セサルトビ其ノ第4節ニ不法行為ト表示スル故ニ故意ハ過失トノ語ハ不法即ナ制限ソト連々入ハ正義ニ及シケル行為ナルコトヲ意味スルモノト知ルノ外ニ不法行為ヲ有志為ニ解シ得レ觀せシ。

第二章 不法行為ノ結果

第一項 損害賠償

二六一

(1) 概論

不法行為へ故意又は過失ニヨリ他人の権利ノ侵害ナレ故ニ其結果ハ権利ノ侵害ヲ蒙却シテ原状ニ回復スルナリ 然しそれ一旦権利ヲ害オタルモノハ物品等ノ有体物類ト異ナリシフ事尤ニ固後回復且ツ不可能ニシテ他ノ方法ヲ選ヒ可成共ノ侵害ヲ終治セサルカラス 其ノ始旨ノ最良方法ハ之ヲ賠償スルニアリトナス 民法ハ教導行為ヲ損害賠償トメ 民法ハ他人の権利ヲ侵害エタムモノハ之ニ依リテ生ムクも損害ヲ賠償スルノ責ニ任クト規モトメ其ノ規定ニヨリテ見シハ権利ナリ
侵害ヲ生セサルトメハ賠償スル責任ナシト云ケコト、ナリテ権利ノ侵害スルモ損害ヲ生セサルコトノマニカノ機ナシトモ権利ノ侵害ト権利ノ損害トヘ同様ナリ 権利ヲ侵害スル行為ハ権利ヲ損害スル行為ナリ 民法ノ規定

此ハ権利ノ觀念ニ立ニシ者ノ手ニ起革セラレタルモノナシカ故ニ此様ニ馬鹿ナモノトナレリ、然テ民法ノ規定ヲ有意義ニ解スルベニハ権利ノ侵害カ財産上、損害ヲ生マシタルモノトス 律ク身体ノ傷害自由ノ拘束、名譽ノ毀謗等の種ノ一部既損失ハ生ム、然ナル権利ノ全滅ニ付テハ財産上、損害ヲ生セサルカ故ニ例外的規定ヲ設ケテ其與本則ニ立帰ラサル可カラストナス

放棄侵官ノ放棄行為タル損害賠償ノ請求行為ハ減ニヨリケ許シタル行為ナルメ 人法ニ依リテ始メテ損害賠償ノ請求权ア失ヘテレタルモノナルメ 多クノ学者ハ損害賠償ノ請求权ア没フ以テ放棄者ニ其ハタル権利ナリト論スルソア権利ヲ失ケルト式ノ説ハ破產主義ヲ奉スル信説ナリ 放棄ハ吾人人類ノ生存力ヲ統治化シタルモノナリ

生存力ハ天則ニヨリテ吾人人類ノ天祐トスセヨナルカ故ニ之ヲ統治化シテ権利トナスコトヲ擇ルモ幾多ノ國的ナルモノニハアラ

ス 共同ニ裁判ハ法ヲ以テ此等ヲ附共スニシノハ證ナリ
生存力ハ單一不可分ノモノナル故ニニア統治化ニタル裁判ニ單一
不可分ノモノナリ 然ルニ法者主義ノ信義ノ信義ノハ法ヲ以テ裁判ヲ共
ヘ得ルモノト考へ而ニ裁判ハ然歟ニニ等フ共ヘ得ヘキモノトス
伏リテ裁判ヲ實質ノ目的タルモノトスレハ如何ナル實質ヲ有スレ
モノナリヤ 誓者ハ云フ 裁判ハ然思ナリト 然モ意恩ハ昌人
天祐スルモノナリ 裁ナツレタシモノニアラス 誓者ハ云ク裁判
ハ意思ノ力ナリト 然モ意思ノ力アルモノカ生存力ノ意動ニシテ
吾人ニテ天祐スルモノニシテ共ヘラシタルモノニアラス
云フ 权利ハ利益ナリト 然しニ裁判ハ生存ノ貨物ナリ 生存ノ
貨物ハ外環ニアリ 吾人ハ生存力ナリ裁判ヲ以テ此ノ利益ナリ此
ノ貨物ヲ獲得シテ生存スルモノナルカ故ニ裁判ト利益トハ明ナリ
或者ハ云フ 权利ハ法ノ力ナリ 然しニ法ニ力アルモノナシ
或ク論者ノ云フ 代ハ法ノ力ナモモノハ統治者カ法ニヨリテ行候ス
或當ヘ

九統治ナリ 観音权ハ統治者ノ裁判ナリ 統治者、裁判ハ吾人
ノ裁判ナルコトナシ 或者ハ云フ 权利ハ法ニ依ル保護ナリ
然レトモ保護ハ保護者タル統治者、統治权ノ実現ナリ 被保護者
タル被治者ハ保護ノ利益ヲ得ルセリ利益ハ裁判ニアラサルコトハ今
茲ヘタル所ナリ 共他条件説、状態説色々アレモ皆採ルニシテ
吾人カ生存オナスハ生存力ノ表現ナリ 統治者ハ吾人、生存力、
表現ヘシ生存ヲ保護シ吾人ハ其保護ニヨリケ生存力ヲ行使スルナ
リ 統治者ヨリ何等ノ機附セフレタル吾人、天祐也ル生存力、コトナ
リ 統治者ニヨリテ統治化セフレタル吾人、天祐也ル生存力、コトナ
リ 呂人ハ統治者ノ保護ノ下ニ共ノ統治化セフレタル天祐、生存
力ナル裁判ヲ行使シテ生存入ルモノナリ 共故ニ共ノ生存力ナシ
裁判ヲ侵害セフレタル代ハニレラ法治スルモノハ其生存力ノ裁判
ノ行使ナリ 生存力ナル裁判ヲ行使シテニラ法治スル共ノ統治ハ生
存力ナル

生存ハ人権ヲ維持スルナリ。人権ノ維持ハ生存力ノ行使ニアリ。サレハ吾人ノ有スル権利ハ人権維持权トスモノニシテ人権ヲ維持スルニ必要ナシ。行為即ナ人権維持权、行使ハ國民統治ノ必要上制限シタル範囲等一終ニ向由ニ立フ行ハサルヘカラス。然シトテアノ學有ハシ論後物ハ「吾人ハ憲法ニヨリテ財政セウシタル権利ヲ有ス」ト云。

然レニ憲法ニハ「一。財政ヲ財政シタル規則ナシ。」。財政ノ實要ナル行為ヲ制限スルハ法律ヲ以テセサルヘカラスト。規則セミノ外ナフ。以上約論シタルカ如ク。財政ハ統治者ニヨリテ吾人ノ天佑スル生存力ヲ統治化シタルモノニシテ。生存可人権ヲ維持スル事ニハ統治者ノ制限以テ正義ニ違スル行為ヲナス為ヌニ自由ニシテ行ヒ得ルモノナリ。其レ故ニ財政ノ實要ニキタル規則ノ實要ニキタル。財政諸儀、請求ハ吾人ノ天佑スル生存力ノ統治化シタル財政ヲ行使入ルモノナリ。此ノ典ハアシタル財政ヲ伏伏スルモノニハナフス。

（2）賠償方法
此ハ被子裁判ヲ制限メルタス。一試ケタルモノナリ。不法行為の規々ハ不法行為ノ責任ノ付ク。既成シタル同時、損害賠償ヲ請求ハル時ニ行フ。裁判ノ付使ヲ制限ムタリモノナリ。

裁判ノ侵害ハ威ハ財産ノ毀損ニヨリテ現ハル、コトアリ。威ハ身体自由又ハ名譽ヲ毀損スルコトニヨリテ現ハル、コトアリ。身体ヲ害スル行為ハ或ハ肉体ヲ傷害スルコトアリ。或ハ精神ニ苦痛ヲ與ヘシコトアリ。威ハ生命ヲ喪失スルコトアリ。
裁判ノ侵害ハ其ノ損害額ノ如何ヲ問ハズ財産ノ損害ヲ蒙済トシケ。身体自由名譽ノ損害ニ付テハ之ヲ特別取扱トシア給テ金錢ソシテ。シテ某ヤマルコトヲ考メタリ。既レ先當時有カ大約ソシテ他ノ方攻ヲ以テ賠償スルコトヲベシタル事トス。大方攻ニヨルコトヲ得而シテ大ウヘ且金錢ヲ以テ賠償スルコトニ付土フ。大タルモノナルコメテ金錢賠償ノ責任アリ。然レニ理的アビテ他ノ賠償方法ニ付

スルコトニヨリテ被害ノ變改アナルトシトナス。或レ其
被害ハ被害トニテ不施行者ケ未因トスルモノナルヲ以テ貰ノ定
メトハ異セタリ。又其ハ金錢ヲ以テ賠償方次ケタメタルガ故ニ
大抵行善ニヨリテ財産ヲ失歟シ身体ヲ傷害シ乃至人物ヲ持たりテ
其過ヲ度量シタル場合ニテ財産ヲ賠償シ修善ヲ治癒シ物事ヲ灰
リ送シメラシカ未だノ事候フナスコトハ不施行者ニシケル被害、
賠償有タルモノニアラム。
然レ共當尋者カ損害賠償ニ英ヘテ依頼ヲ藉ヘ治療ヲ施ヘ医置ヲナ
大コトヲ済特メセロトノ事ノ禁メル外ニアラス。此場合ニテハ
其ノ額ノタルカ否ク是既ノ成立スルモノナリ。損害賠償ヲモハル
時期ハニテ或處度量ノ尋ねハ専メノ要ナシ。猶大アラバメイテ生
シタヘ損害賠償ヲ算セメニコトヲ得シモノナリ。

被害賠償ノ兼て方次ヘ過早生メノメ被害ハウツ等則ニ生メヘ
被害ト既セ被害者カ子見ニメハ子見スルコトア得ヘカクシトメハ
才判所ハ被害者ノ證失ヲ斟酌ヘルコトヲ得シモノトメ
民法ヘ斯クノ如ク不施行者、場合ニシテ賠償額ヲ算セ入ルニ当
リ被害者ノ證失ヲ斟酌ヘルコトヲメ才判所、自由裁量ニヘ任シ
ナカナ等シク不施行者タモ被族大ノ行ノ場合ニシテ賠償額ヲ算
セスルニ被害者ノ證失ヲ必ス加算メヘタコントナシタルハ其ノ當
ヲ得タスモノニアラハ

名譽ヲ損ニヨル裁判ノ侵害ニアリナハ金錢ヲ以テ其ノ損害ヲ算セ
シテ賠償を立ジルハ勿論渠哉快被タル名譽被復ニ必要ナル行為
ヲ為サムハルコト便利ナルヲ以テ才判所ハ被害者、請求ニヨリ損
害賠償ニ換ヘズハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ被穢スルニ並當ナル如分

(3)

時効

機密賠償ノ請求权ハニフ長ク放任スル民ハ断然ヲ失ヒテオ別ラナ
スニ因縁ヲ生スルコトアリズ不执行ノ結果ヲ長ク未解大シテ
テハ安寧・秩序ニ干渉スル事ニ被害者或ハ其ノ扶養代理人カ損害又
ハ加害者ヲ知リタルベヨリ三年向ニフ付ヘバシア無理シタルト
ハ時効ニヨリテ消滅ストナハ損害又出當者ヲ知ラサリシトヌモ
二十年間ヲ経過シタルトメ。同シ

第二回 權利者

不法行為ノ権利者ハ被害者即不法行為ニヨリテ権利ヲ侵害セラレ
タシモノナリ。権利ノ侵害ハ権利ノ行使ヲ妨害スルコトアリズハ
権利ナル生存力矣。モノヲ毀損スルコトアリ甚タルキハ権利全節

ラ金城スルコトアリ。被害者カ不法行為ニヨリタル権利者タルトメハ
権利ノ侵害ノ金城ニ至ラスシテ権利ヲ毀損シタルカ。権利ノ行使ヲ
妨害シタルトキニアルナリ。其ノ故ニ被害者ハ尚存仕スル権利ヲ行
使シテソノ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノナリ。

被害者ノ権利ヲ毀損スルニ止ラスニラム然ストメハ被害者ノ人格
ヲ滅失致ヘバナリ。人格ノ滅失スルトキハ失生命ヲ喪失メシムナリ
第ニ、権利者ハ被害者ノ父母又配偶者、子ナリ。父母配偶者又ヒ子ハ
ソノ生命ヲ奪ヘタルモノ死ニヨリテ或ヘ生存上ノ被害ヲ蒙テ或ヘ
精神上ノ苦痛ヲ受ケタルモノニシテ被害者タルモノナリ。其ニ故ニ
其ノ被害者ハ損害ノ賠償ヲ求ムルモノトナシテ第二ノ権利者トメメ
タルモノナリ。此場合ニシテ被害者ノ権利者トメメ
ニ於シテ相当、扶養料及ヒ慰藉料等ヲ與ズルナリ

第二ノ権利者タル中ニ胎児ヲ含マサルヲ原則トメ。此ハ胎児ヘ本タ
此母ノ人ニ非ヌ故ニ人胎ヲ具ヘバ。故ニ権利者本体トナシコトヲ得

然ニ觀ノ況ニヨリテ將來生レテヨリノ利益ヲ保護スルノ理由
ノ存・スルトメハ専ニ規定ヲテテ監視ヲ生見ト曰一觀スルコトア
相続)場合(九六八、九九三条)ニ於テ此規定ヲ試ケタリ
不法行為ノ場合ニ於テモ胎児ノ生後ニ於テ此規定ヲ試ケタリ
害賠償)請求权ニツカテハ胎児又テ已ニ生レタルモノト當供ヒ
ニノ裁判者タル判ニ加フ

不法行為ニヨリテ裁判ヲ侵害セラレタルモノト共内ノ事業ヲ經營ス
ル者其他裁判ヲ侵害セラレタルモノニヨリテ生存スルモノハ共不法
行為ニヨリテ共内事業ノ利益ヲ失ヒ乃至ハ生存上損害ヲ蒙リタルモ
ノハ其者ノ裁判ヲ侵害セラレテ損害ヲ蒙リタルカ此ニ要横ノ裁判者
タリ

第三項 責任者

第一目 直接行為者

不法行為ニ於テル責任者ウ直接行為者タルコトハ明ナレハ別ニ之
カ説明ヲナサズ

第二目 次第義務者

不法行為ハ故意ズハ過失ニヨリテ他人ノ裁判ヲ侵害スルモノナル故
ニ不法行為ヲナサストムク義務)ノ行能力ヲ有スル行為者ノ専門ア
フサレヘ不法トナリス換言スレハ統治者ハ生レナカラニシテ統治
权ニ牴觸シ不法行為ヲ拘サスト謂フ義務ア風憲スルモ其ノ義務ラン
行スル能力ア専セサルトメハ故意無失即ナ不法タルコト能ハサルナ
シア不法行為トナルコトヲ得ス不法行為トナルコトヲ得サレハ不
法行為タルコトナカ故ニ不法行為ノ責任者タルコトモナシヨハ
七一二參ニ「未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行為等」

責任ヲ承認スルニ足ルヘキ如能ク備ヘサリシ代ハ共行タ一付賠償) 責ニ任セバ」ト規定メセニ參ニ心神喪失ノ由ニ他人又損害ヲ加ヘタル者ハ損害賠償ノ責ニ任セズト規定セル所以ナリ。然し共行者過失ニヨリテ一時ノ心神喪失(瓦砾又ハ柴石ヲ用ヒテ一時ノ心神喪失等)ヲ招ケタル代ハ責任能力ヲ發現ナレヘニテ不問ニ財産ニコトア得サルモノト定ム。債務ノ履行能力ナシモ)(責任無能力者)ヲ監督スヘキ成年精神者(未成年者)親族者、供食人、学校教師、心神喪失者ノ後見人等)又其監督義務者(代リテ監督スルモノ)ナリ。夫的ニ由ル病院医ソ、他、保護者)カ監督ヲ察リタルクニニ責任能力者カ他人ノ代利ヲ侵害シタルコトアリタルベニ共ハ其ノ監督者、監獄ノ不行由ノ過失ナル不执行者、結果ナル故其監督者カ不执行当タルモノナリ。代テ其ノ監督者ハ不执行者、責任者ナリ。

第三回 使用者

或一事業ノ角ニ使用シタルノ被用者ク失事業ノ進行ニ付ニ第三者ニ損害ヲ加ヘタルコトカ被用者ノ責任ヲ訴リバ事業ノ監督ニ付々相当ノ注意ウガハサリシ物ニ生ニタリントキハ其ノ损害ハ被用者ノ過失ナル不执行者ニヨリテ生ニタルモノナル故ニ被用者カ責任能力ヲ有スル代入被用者ノ責任タルコト勿論ズ被用者セ責任者ナリ。被用者カ責任能力者ナシ及ハ被用者ノミ責任者タルモノナリ。

使用者ニ代リテ事業ヲ監督スルモノカ其ノ監督ニ付々相当ノ注意ヲ取サル代テ事業ヲ監督スルモノカ其の過失ナル不执行者ニヨリテ生ヌル損害ヲ賠償セサシヘカフス(七十五)

又此ハ事業ニ相成ナシ故ニ如何ナル事業ニ付テニ次々ノ責任ヲ論スルコトヲ得テ事業タルト商業タルトノ内フヨトナシ其ノ被用者、個人タルト害夫タルトヲ問ハヘキ使用者ハ皆被用者ノ損害入ハ監獄不生怠ノ不执行者ニヨリテ生ニタル損害ヲ賠償ラナサヘルヘカ

天皇ノ神聖不可侵ナル民事ニ及ハストアリ説フアリタルトキヘ當
大ノ不法行為ノ最甚ノ責任者ハ天皇タルコトナル。『武ノ學者
ハ天皇カ官吏ノ不法行為ニ付ス其ノ責任者ニアリトハ論セハ又
天皇ノ神聖不可侵ハ民事ニ及ハスト論スル故ニ。天皇ヲ以ア官吏ノ不
法行為ニ付ス其ノ責任者ナリトメシ論結ニ至シナリ。余ハ天皇ノ
神聖不可侵ハ刑事民事ハ勿論其他ヘ切ノ責任ヲ負ハサルニトフシテ
モノニシテアリトナズモ。故天皇ハ皆大ノ不法行為ニ付ス其責任
者ナラスト論スルナリ。然テ官吏ノ不法行為ニ付スアヘソノ使用者
タル上級官吏カ共ノ監督不行ゆノ理由ヲ成ケ共責ニ任メヘヌセノナ
リ上級官吏ノナキ時ハ使用者タル責任者ナキコト、ナニ。

官吏ノ不法行為ニツキ上級官吏ノ責任ヲ負フニハ法律ナカルヘカア
又我民法ニハ此規定ナシ。他ノ法規ニモ明文ナシ。故ニ官吏ノ
不法行為ニツキナハ上級官吏ニ対シニカ賠償ヲ求ムルコトヲ得スト
論ズルモノアリ。然モ論者ハ民法第715条ノ規定ヲ曉スルモノ
シテ賠償ヲ求ムルコトヲ得ルト信スルナリ。

第四目 注文者

請員人カ注文ノ仕事ニ付ス第三者ニ損害ヲ加ヘタルコトカ注文者
ハルコトヲ得ヘトノ弊成ナシ或一何人ニ付シアモ責任アルモノニ付
メテ宋雙スルコトヲ得ルモノナリ。

余ノ考ヘハシテノ間接セサル限りハシテ行ヒ得ルモノナルカ故ニ付
715条ノ規定ナクト。官吏ノ不法行為ニ付スアハ其上級官吏ニ付
シテ賠償ヲ求ムルコトヲ得ルト信スルナリ。

第五目 所有者(所有者)

(一) 土地、工作物、占有者若クハ所有者

土地、工作物、設置又ハ保存ニ損害アルコトニヨリテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ其工作物、占有者ハ其ノ损害ヲ補償レア損害ヲ予防セナル過失ナル不执行ニヨリ損害ヲ生レタル時ニ共ノ占有者ハ損害賠償、責任者ナリ。其占有者カ損害ヲ予防ヘルニ爲斐ナル過失ナシタル時ハ占有者ニ過失ナシ不执行ナベカ故ニソ、責任ナシ。ソノ所有者カ所有者トシテ共ノ損害、損害ノ予防ヲ執ハサル過失ナル不执行ニヨリテ損害ヲ生シタルカ故ニ共ノ所有者ハ其ノ責任者ナリ。然し共所有者ニ並ハノ注意ヲ執ヒテ過失ナケレハ共ノ損害ハ天災ナルカ故ニ何人ト或ニ責任者トナルコトナシ。天災ト損害不执行ト、過失ト併存スルトキハ不执行当ノ責任ヲ免レバニトテ得ハバ共ノ賠償額ヲ算セスルニ斟酌ノ理由トナルコトアリ。

(二) 竹木、占有者又ハ所有者

竹木、機械又ハ支持一傷下し場合ニ於テ占有者カ損害ノ予防ヲ為

サ、ル為メニ他人ノ損害ヲ免ヘタル時ハ占有者ノ過失ナシ不执行為ニヨリ損害ヲ免ヘタル時メ占有者ハ不执行ニ责任者ナリ。占有者カ有ル、注意ヲ執ヒテセ損害ヲ生シタル時ハ占有者ニ過失アリ時ハ所有者ハ不执行為者、責任者ナリ。所有者ニ過失ナシトメハ責任者ナシ。

(三) 場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其ノ責任者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ其物ニ付キ求償スルコトヲ得。本末不执行為ハ各自全部、責任ヲ與ソニナル故ニ他ニ求償スルコトヲ得サシモ耕作者又ハ栽培者等カ損害ノ原因ヲ作りタル時ハ占有者又ハ所有者ハ其者ノ為メニ賠償スル故ニ其物ノ占有者又ハ所有者ニ對入レ不执行為ノ責任ヲ負ケモノナリ。

(四) 動物、占有者

動物、占有者ハ動物の種類及ヒ性質ニ依リテ相当、注意シテテ止ク保護セサルヘカラメ、然ルニ其保護ヲ誤リタル時メニ動物カ他

人ニ損害ヲ加ヘタル時ハ当有者、損失ナニ不执行ラニヨリケ出ル
タル損害ナル時ニ共ノ当有者ハ損害賠償ノ責任者ナリ。当有者ニ
代リテ動物ヲ保管入ル者カ保管ヲ置シテ動物カ他人ニ損害ヲ加ヘ
タルトキハ其代保管者ノ过失ナル不执行ラニヨリテ損害ヲ加ヘタ
ルモノナル故ニ其損害ヲ賠償セサル。カワス。動物ニ付テハ当有
者外ノ所有者ハ(1)(2)ノ所有者ノ如クニ責任ヲ負担セサムノトセ
ラル。ソハ動物ハ耕作物カ木木ト異リ其ノ危險、当有者ニ知し易
エモノ故ニ其責任ヲ当有者ニ止メ。所有者ニ及ハサルモノトセ
ラル。

第四項 共同损害

数人カ共同ノ不执行^{行為}ニヨリテ生ヒタル損害ノ賠償ヲ連带責任
トナシ由レリ。民法カ斯^ウノ如ク連帶責任ノ規定ヲ設ケタル時ハ全
ク被當者ヲ保護スルニ姓々サルナリ。被向^ス上ノ根據ナシ。

此地一共同ト云フハ行為ノ態様ノ合致ハ勿論想思ノ共同カナクトモ
行等ノ合致ナサレ、トキハ共同ナリ。例へハ数人ノ當人力不従意ニ
テ盗害ヲ知テサリシカ如シ。入教人ノ行為カ曰時ヲ見ニスルモ其行
為カ連続シ以アリ。結果ヲ生スルトキハ共同ナリ。

例へハ甲賊殺^{スル}所ノ毒水ト乙賊殺^{スル}所ノ毒水トノ放流カ曰時一異ニシ
アモ既ノ毒死場ノ更ハニカ為ニ毒化シタル場合ノ如シ。

共同行為者ノ何レカ共ノ損害ヲ加ヘタルカヲ知レニト能ハサル時
ハ共同上加害者ニ非ルモノニテハ古ニア共同不执行者トシア連
帶責任ヲ負担セシムル。トスニハ實行者ヲ規定スルア得サルカ
故ニ止ヘラ得サル規定ナリトスクヘシ。蓋シ共同行為者カ直接被害
者ヲ知ルコトヲ得サルトキハ共同行為者ナルコトハ當然ナリ。

一八〇

不法行為カ故意ニ依リテ行ハレバ帮助一ヨリテ行ハレタルトキハ畢竟共ノ敵味バハ帮助ナル加工ニヨリテ行ハレタル故ニ共ノ故意者又ハ帮助者ハ共内行為者ナリ 代テ故意者又ハ帮助者ハ防守者ト連帶責任ヲ負フモノナリ

第五項 防衛行為

吾人々類ハ其ノ生存ヲ保護スル為メ即人抵ラ體替スル為メ生存ヲ統治化シタル权力ヲ行使スルコトヲ得メモノナリ 权利ノ行使ハ統治者ノ必要上ニテ制限スルコトアレトモ制限ハ此ラバアニテラセムヨモノナルカ故ニ制限滅外ニハ正義ナル道徳ニ成セサル以上ハ自由ニエラ行コトヲ得 大ハ普通ノ場合ニ於ケル不法行為者ニ対シア直接ニテ対処スルコトニ對キ制限ノ行使ニ制限ヲ加ヘラレ始ルヲ以テニテ行コトヲ得サレトモ緊急を當る場合ニ於ケハ每人ノ制限ノ行使ノ

制限クナスハ不法行為ヲ試行セシムモノトナリアバナ統治ノ目的ヲ害メルコトアル故ニ斯ノ如キビニハ裁判ノ行使ヲ制限ヒヘ自由ニ行使シ得ルモノトセラル 刑法学者ヘニテ林ニテ正当防衛权ナル或則フ共ヘタルモノナリトスルモ此ハ試験主義ノ迷信家ナリ緊急危険ノ場合ニ於ケル裁判ノ行使ハ止マ正當防衛行為ト称シ或ハ止マ急難避難行為トセシノ緊急行為カ必スシモ自己ニ対シテ生ニタルコトヲ傍観トセス 第三者ニ対シテ生ニタル侵權ノ場合モ共者、生存ヲ保護ヘシ物ニ緊急危険ヲ防衛スルコトヲ得シモノナリ

益シ吾人々類ハ人間ノ生存ヲ支配スル大則、一部タル道徳、下ニ於テ自己ノミナフメ他へノ恩フ故フハ共内生存ニ於ケル生存力ハ正義ノ行使スルモノナル故ニニテ統治化シテ裁判行使ノ一ト認メタルナリ

以上述ヘタルカ如ク防衛行為ハ無誠ナルモノナル故ニ損害賠償ノ

- (1) 不法行為者一対スル権利、行使
不法行為者一対シ緊急危害ヲ防衛スル為メ罰款ノ自由行使ヲナメコトヲ得

(2) 他ノ者ニ対スル杖刑ノ行使
不法行為ニ依ル緊急危害ハ場合ニ於テ不法行為者外ノ者一対シ杖刑ノ行使ヲナスニアラサシハ其害ヲ免ヘ、コト能ハサルベハ他ノ者ニ対シテニテ行フコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ被害者ハ不法行為者ノ下法行為ニ依テ損害ヲ蒙ケタルモノナルカ故ニ不法行為者ニ対シテニカ賠償ヲ求ムシコトヲ得。

四 防衛行為ノ目的

防衛行為ハ人ニ対シテ止マ行ヒ得ルハ勿論。物ニ対シアリ止マ行ヒコトヲ得。要ハ防衛行為ノ目的ヲ達スルニ必要ナル行為ハ人ニ対スルト物ニ対スルトヲ向ヘバ止マ行フコトヲ得。然ズ人ニ対ス

テノミニテ行ハサルヘカラサル理由ナシ

(1) 防衛行為ノ要件

(1) 不法行為ノアルコト

防衛行為ヲ行フノ聲一ノ要件ハ緊急危害ハ不法行為ニヨリテ生シタルヲ必要トス。然レ共先ツ不法行為ノアルコトヲ必要トセス。予防行為ヲナスニアラサレハ不法行為ノ生ヌルトキニ木防衛行為ヲ為ル得レニノナリ。

(2) 緊急危害ノアルコト

防衛行為ヲ行スニアラサレハ共先ツ不法行為ヲ免ル、コトヲ得サル緊急ノ場合ナルコトヲ必要トス。民法ニ、止ムコトヲ得スシテ加害行為ヲナシムヤ。トアルハ此意味ヲ成ルタルモノナリ。

(3) 防衛行為ノ程度ハ不法行為ヲ防止スルニ必要ナルコト

防衛行為カ不法行為ヲ防止スルニ必要ナシ程度ヲ達ムタル部分ハ防衛効ア生セサル此ニ不法行為トナリテ損害賠償ノ責任ナリ。

生スルモノナリ
防衛行為ノ一ニテ緊急避禦行為ナルモノアリ 李者カ防衛行
為ハ不法行為ニ対スル权利行為ナルモ緊急避禦行為ヘ他人ノモ
ノヨリ生ムタル急進危難ニシテウニ危害防止行為ニシテ权利行
為ニハ非ス

民此ノ規定モ本ソノ本旨ニミリテ規定セラル 立開者ヲ區別ス
ルノハベラスニモ誤ナラズ 防衛行為ナル生存力ノ行使ハ人為
ニ依ル危害ヲ防止スルニアルト人為以外ノ災害ヲ防止スルニア
ルトテ向ヘス之ヲ行使し故ニシテ区别スル必要ナシ
本條及次ノ規定ニ俟テニシテ區別ナスハ权利ハ村人の行為ニ明ナ
ルモノナラサルヘカラス 物ニ対シテ权利ノ行使カナシトスル
ニ权利ハ生存力ヲ統治化シタルモノナルカ此ニ权利ノ行使ナシ
生存ノ行為ハクスンモノニ対シテ行フモノニ限ラズ 物ニ対シ
テ生存行為ヲナシ得ルモノナルカ此ニ物ニ對スル权利行為ア

リ得ルナリ

要ハ人為行為ノ权利行為ナレバ否マハ統治干係ニ於ケル行為ナ
ルベ否ヤニヨリテニヲ區別シ統治干係ナル生存行為ナルモノハ凡
テ权利行為ナリ。

發行所

明治堂書店

振替東京三・九九四番
電話神田二七一八番

品賣

印刷者

東京市神田区北甲賀町十番地
石井辰雄

飛行者

三橋亥次郎

大正十年三月十日 印刷
大正十年三月十五日 発行

瑞雲風

東京市神田区北甲賀町十番地



終

